太田地域スポーツ施設及び関連施設

指 定 管 理 者 募 集 要 項

（施設１）大仙市太田体育館
（施設２）大仙市営太田球場
（施設３）大仙市太田テニスコート
（施設４）大仙市太田多目的運動広場
（施設５）大仙市太田体育館クラブハウス
（施設６）大仙市太田トレーニングセンター
（施設７）大仙市立太田新興緑地広場
（施設８）大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設
（施設９）大仙市営太田スキー場
（施設１０）大仙市太田四季の村　太田交流の森
太田レクリエーションの森

秋　田　県
大仙市教育委員会生涯学習部生涯学習課太田公民館
大仙市太田支所市民サービス課

令和２年７月１３日

太田地域スポーツ施設及び関連施設指定管理者募集要項

大仙市（以下「市」といいます。）は、大仙市太田体育館、大仙市営太田球場、大仙市太田テニスコート、大仙市太田多目的運動広場、大仙市太田体育館クラブハウス、大仙市太田トレーニングセンター、大仙市立太田新興緑地広場（少年広場）、大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設（交流プラザ）、大仙市営太田スキー場（大台スキー場）、大仙市太田四季の村太田交流の森・太田レクリエーションの森（以下「太田地域スポーツ施設及び関連施設」という。）の管理を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定及び大仙市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年大仙市条例第３６６号）の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補団体を募集します。

１　募集する施設の概要等

【施設１】

（１）　名　　称　　大仙市太田体育館

（２）　所　在　地　　大仙市太田町横沢字堤田３６９番地１

（３）　施設の範囲

①　敷　地　面　積　　９，２８９．６０㎡

②　延　床　面　積　　１，４７２．７０㎡

③　構　　造　　鉄骨造２階建

④　施設・設備の内容　　アリーナ１面、更衣室１室、事務室１室
器具倉庫１室、駐車場２００台

⑤　施設の設置年月日　　昭和５２年１１月３０日
平成　５年　３月２９日（改修）

【施設２】

（１）　名　　称　　大仙市営太田球場

（２）　所　在　地　　大仙市太田町横沢字堤田３５０番地

（３）　施設の範囲

①　敷　地　面　積　　４４，９１２．００㎡

②　延　床　面　積　　２，２１５．１７㎡

③　収　容　人　員　　１０，３７０人（メインスタンド１，９４０人、内野スタンド１，８９０人、外野スタンド６，５４０人）

④　施設・設備の内容　　両翼１００ｍ、センター１２２ｍ
スコアボード（電光式）、ナイター照明６基、
ダッグアウト、屋外ブルペン、
選手控室（ロッカー、シャワー）
駐車場２７０台、サブグラウンド、物置１棟

⑤　施設の設置年月日　　昭和５１年１１月３０日
平成１０年　５月１０日（改修）

【施設３】
（１）　名　　称　　大仙市太田テニスコート
（２）　所　在　地　　大仙市太田町横沢字堤田４４５番地２
（３）　施設の範囲
①　敷　地　面　積　　１７，０００㎡
②　延　床　面　積　　５９．６２㎡（休憩所）
③　構　　造　　木造
④　施設・設備の内容　　オムニコート（砂入り人工芝）６面
休憩所１棟、ナイター照明１１基
⑤　施設の設置年月日　　平成１２年１１月１５日

【施設４】
（１）　名　　称　　大仙市太田多目的運動広場
（２）　所　在　地　　大仙市太田町横沢字堤田３４４番地１
（３）　施設の範囲
①　敷　地　面　積　　６，３５２㎡
②　施設・設備の内容　　運動広場、芝生広場
東屋１棟、公衆トイレ１棟
③　施設の設置年月日　　平成　２年　１月

【施設５】
（１）　名　　称　　大仙市太田体育館クラブハウス
（２）　所　在　地　　大仙市太田町横沢字堤田３６９番地４
（３）　施設の範囲
①　敷　地　面　積　　５６６．６６㎡
②　延　床　面　積　　９４３．１８㎡
③　構　　造　　鉄骨造２階建
④　施設・設備の内容　　ミーティング室２室、宿泊室６室、指導員室２室
談話室１室、調理室１室、洗面所２室、更衣室２室
脱衣室２室、浴室２室
⑤　施設の設置年月日　　平成　８年　３月３０日

【施設６】
（１）　名　　称　　大仙市太田トレーニングセンター
（２）　所　在　地　　大仙市太田町太田字築地古館２７番地１
（３）　施設の範囲

①　敷　地　面　積　　６，４５１㎡
②　延　床　面　積　　８２４．０９㎡
③　構　　造　　鉄骨造平屋建
④　施設・設備の内容　　アリーナ１面、更衣室１室、器具室１室、ミーティング室１室
⑤　施設の設置年月日　　平成　３年　６月３０日

【施設７】
（１）　名　　称　　大仙市立太田新興緑地広場
（２）　所　在　地　　大仙市太田町太田字新田下野１２４番地１
（３）　施設の範囲
①　敷　地　面　積　　８，５００㎡
②　施設・設備の内容　　広場、公衆トイレ１棟、駐車場１６台
③　施設の設置年月日　　平成１３年　３月

【施設８】
（１）　名　　称　　大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設
（２）　所　在　地　　大仙市太田町横沢字堤田４８７番地
（３）　施設の範囲
①　敷　地　面　積　　２，７４９．６４㎡
②　延　床　面　積　　１，１６０．５０㎡
③　構　　造　　鉄骨造平屋建
④　施設・設備の内容　　ふれあい交流室１室、交流活動室１室
⑤　施設の設置年月日　　平成１１年　１月

【施設９】
（１）　名　　称　　大仙市営太田スキー場（大仙市大台スキー場）
（２）　所　在　地　　大仙市太田町川口字大台地内
大仙市太田町川口字内ノ沢地内
（３）　施設の範囲
①　敷　地　面　積　　２５４，４１７㎡
②　施設・設備の内容
・ゲレンデ
・休憩所（ロッジ）１棟（ＲＣ２階建　延床面積４０８．４㎡）
・憩いの森休憩所１棟（ＲＣ２階建　延床面積７３．２１㎡）
・休憩所（雪嶺ハウス）１棟（木造平屋建　延床面積６３．７６㎡）
・リフト（軸索）２路線（パラダイスリフト・ロマンスリフト）
・リフト券売り場１棟（木造平屋建　延床面積９．９４㎡）
・物置兼車庫１棟（Ｓ平屋建　延床面積２６４．０㎡）

・資材庫１棟（木造平屋建　延床面積６６．０㎡）
・夜間照明施設６６基（ナイター照明施設４９基、リフト搬器照明施設８基、外灯９基）
・投光器３基
・出会いの広場等（駐車場、道路、公衆便所１棟（３３．３７㎡）、園地等）
・その他　（給排水施設、電気設備、工作物、園地、樹木、ゲレンデ整備車２台スノーモービル２台、人工降雪機１台、除雪用トラクター１台

③　施設の設置年月日　　昭和５６年１２月２０日

【施設１０】

（１）　名　　称　　大仙市太田四季の村
・太田交流の森（２４９，００４㎡）
・太田レクリエーションの森（３１６，５７７．５３㎡）

（２）　所　在　地　　大仙市太田町川口字内ノ沢地内
大仙市太田町川口字大台地内
大仙市太田町川口字大台国有林

（３）　施設の範囲

①　敷　地　面　積　　５６５，５８１．５３㎡

②　施設・設備の内容
・出会いの広場等（太田交流の森及び太田レクレーションの森の敷地のうち、駐車場、道路、公衆便所１棟（３３．３７㎡）、園地等）
・ビジターハウス１棟（Ｓ２階建　延床面積４０８．１０㎡）
・リフレッシュハウス１棟（木造平屋建　延床面積１３３．４６㎡）
・キャンプ場（５，４１３．０㎡）
・炊飯棟２棟（木造平屋建）
・ベランダ式テントサイト１０基（木製）
・コンクリートウォール（Ｌ＝３２ｍ）
・パノラマロード（Ｌ＝１，６３２ｍ）
・遊歩道（Ｌ＝２１０ｍ）
・頂上駐車場（Ａ＝３００㎡）
・カタクリ園
・サイクリングロード（Ｌ＝４，１００ｍ）
・国民休養地遊歩道（Ｌ＝１，１９０ｍ）ベンチ６基
・その他（給排水施設、電気設備、工作物、園地、樹木）

③　施設の設置年月日　　太田交流の森太田交流の森　平成６年４月１日
太田レクリエーションの森　平成７年４月１日

２　管理の基本方針

・　指定管理者は、以下の基本方針に基づき管理を行うものとします。

（１）　条例の設置理念に基づき、管理運営を行うこと。

（２）　公の施設であることを念頭において公平な管理運営を行うこととし、特定な者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

（３）　施設の利用促進に努めるとともに利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者へのサービス向上に努めること。

（４）　施設の適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。

（５）　大仙市と密接な連携を図りながら管理運営を行うこと。

３　指定管理者が行う管理の基準

・　指定管理者が管理を行う際の基本事項は、次のとおりとします。

【施設１】大仙市太田体育館

（１）　開 館 日　通年

（２）　利用時間　午前９時から午後９時まで

【施設２】大仙市営太田球場

（１）　開 場 日　４月１日から１１月３０日まで

（２）　利用時間　午前５時から午後９時まで

【施設３】大仙市太田テニスコート

（１）　開 場 日　４月１日から１１月３０日まで

（２）　利用時間　午前９時から午後９時まで

【施設４】大仙市太田多目的運動広場

（１）　開 場 日　４月１日から１１月３０日まで

（２）　利用時間　午前９時から午後５時まで

【施設５】大仙市太田体育館クラブハウス

（１）　開 館 日　通年

（２）　利用時間　午前９時から午後９時まで（ただし、合宿等がある場合は終日）

【施設６】大仙市太田トレーニングセンター

（１）　開 館 日　通年

（２）　利用時間　午前９時から午後９時まで

【施設７】大仙市立太田新興緑地広場

（１）　開 場 日　通年

【施設８】大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設

（１）　開 館 日　通年

（２）　利用時間　午前９時から午後９時まで

【施設９】大仙市営太田スキー場

（１）　開 場 日　積雪等の状況による

（２）　利用時間　リフト日中　午前９時から午後４時まで

リフト夜間　午後５時３０分から午後９時３０分まで

気象条件等の理由により変更することができる

【施設１０】大仙市太田四季の村

・太田交流の森

・太田レクリエーションの森

（１）　開 場 日　通年

【全施設共通事項】

（１）　個人情報の取り扱い

・　指定管理者は、大仙市個人情報保護条例（平成１７年大仙市条例第２０号）の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らしたり管理以外の目的に使用してはならない義務を負います。

（２）　情報公開

・　指定管理者は、大仙市情報公開条例（平成１７年大仙市条例第１８号）の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する文書や情報の積極的な公開に努める義務を負います。

（３）　関係法令等の遵守

・　指定管理者は、施設の管理を行うにあたっては、労働基準法などの関係法令や関係条例等の規定を遵守する義務を負います。

４　指定管理者が行う業務の範囲等

（１）　業務の範囲

・　業務の範囲については、別添「大仙市太田地域スポーツ施設及び関連施設管理業務の内容及び基準について」を参照してください。

なお、部分的な業務については、市の承諾を得たうえで他の事業者に再委託することができるものとします。

（２）　指定管理者と市の責任分担

・　指定管理者と市との責任分担は、別表１のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合や定めのない事項については、互いに協議をして定めることとします。

５　指定管理者の指定期間

・　指定期間は、原則として令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間とします。

なお、この指定期間は、指定に係る市議会の議決後に正式な指定期間となります。

６　利用料金収入

・　利用料については、指定管理者の収入とします。

また、この利用料金の額は、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される額を上限として、市長の承認を受けて指定管理者が自ら定めることになります。

・　施設を利用する者が、条例、規則で規定する減免の対象者の場合は、利用料金について同様の減額又は免除をお願いします。

なお、基準費用額については、減免した後の利用料金収入を基に積算した金額となっています。

７　物品等の販売

・　施設における物品等の販売については、別途協議とします。

８　業務にかかる経費

・　太田地域スポーツ施設及び関連施設の管理に要するすべての経費は、利用料金及び大仙市が支払う指定管理料及びその他収入をもって充てるものとします。

市が示す指定管理料の基準となる額は、別添「大仙市太田地域スポーツ施設及び関連施設管理業務の内容及び基準について」において、基準費用額として示しています。

指定期間内に支払う指定管理料の額は、収支計画書において提示のあった額を基に双方確認の上、本協定を締結します。

指定管理料の支払方法等については、指定管理者と協議の上、年度ごとに締結する「年度協定」で定めることとなります。

なお、過去２年間及び今年度（見込）の太田地域スポーツ施設及び関連施設の利用者数、収入及び施設維持管理費等については、別添「大仙市太田地域スポーツ施設及び関連施設管理業務の内容及び基準について」の資料を参照してください。

スキー場関連施設の経費は天候により大きく左右されるため、降雪状況により経営に差し障る恐れがある場合、経費について協議を行うものとします。

９　応募者の資格等

（１）　応募者は、市内に事業所を設置する法人その他の団体（以下「法人等」いいます。）とします。

（２）　応募者は、次に掲げる要件を満たす法人等とします。

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

②　指名停止措置を受けていないこと。

③　貴団体に課税される国税、都道府県税、市町村税、消費税等について、滞納せず全て納付していること。

④　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

⑤　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。

⑥　施設管理、索道技術管理者、パトロール隊員、オペレーター等施設管理に必要な資格を有する者を常駐させること。

⑦　施設の設置目的を考慮し、利用者の要請等（スキー指導・資格の取得）のサービスを提供する準備をしていること。

（３）　複数の法人等がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」といいます。）は、代表となる法人等を定めてください。

また、グループ応募の全ての構成員は（１）と（２）の要件を満たす必要があります。

（４）　単独で応募した法人等がグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である法人等が他のグループ応募の構成員となることはできません。

（５）　応募者は、次に掲げる実績を満たす法人等とします。

①　過去３年以内に、今回募集する施設の類似施設（体育館、野球場、テニスコート、ゲートボール場、合宿施設、公園施設、サッカー場、屋内練習場、スキー場、自然レクリエーションエリア）において、受付・案内等の日常管理業務、施設の維持管理及び点検業務、施設設備の保守管理業務、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務、事業計画書・報告書の作成等の管理運営の実績を有すること。

②　グループ応募の場合においては、過去３年以内に、今回募集する施設の類似施設（体育館、野球場、テニスコート、ゲートボール場、合宿施設、公園施設、サッカー場、屋内練習場、スキー場、自然レクリエーションエリア）において、受付・案内等の日常管理業務、施設の維持管理及び点検業務、施設設備の保守管理業務、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務、事業計画書・報告書の作成等の管理運営の実績を有する法人等が構成団体に含まれていること。

なお、グループ応募の場合においては、類似施設の管理運営の実績を有する法人等が中核となって、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務等を行うこと。

10　応募書類

（１）　指定申請書（様式１）

①申請団体の概要（様式１－１）

②申請の理由（様式１－２）

（２）　事業計画書（様式２－１～２－１３）

（３）　収支計画書（様式３）　※指定管理期間の各年度ごとに作成すること。

（４）　定款又は寄付行為（法人以外の団体にあっては、規約等これに準ずるもの）

（５）　登記簿謄本あるいは登記事項証明及び印鑑証明書　※申請前の３ヵ月以内に取得したもの

（６）　団体の収支決算書及び事業報告書

①貸借対照表、損益計算書（又は修正計算書）　※過去３事業年度分

②事業（営業）報告書　※過去３事業年度分

（７）　直近１年間の国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨の証明書

①国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税、法人事業税等）

②法人市民税等　※大仙市内に本店・支店または営業所等がある団体

（８）　上記のほか市長が特に必要と認める書類

①役員名簿及び履歴書

②主な株主または出資者の名簿

③「９応募者の資格等」の（２）の⑥に示す資格を有している証明書類。

④類似施設の管理実績を証明することができる書類

（指定管理者指定通知の写しや一部管理業務委託の契約書の写し等）

（９）　グループの構成員及びグループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項（書式１－１，１－２）　※グループ応募の場合

(10)　提出部数

・　正本　１部　　副本　２０部（コピー可）

Ａ４フラットファイルに綴じて提出してください。

(11)　留意事項

①　必要に応じて、追加資料の提出をお願いすることがあります。

②　応募１法人等又は１グループにつき、申請は１件とします。

③　グループ応募の場合には、構成団体ごとに、「１０応募書類」の（１）①及び（４）～（８）の添付書類を作成してください。

④　提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格となります。

⑤　提出された書類の内容は変更することはできません。

⑥　提出された書類は返却しません。

⑦　提出された書類は原則として公表しません。ただし、指定管理者候補団体の選定、議会による指定管理者の議決のための資料その他必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑧　応募に関して必要となる経費は、応募者の負担となります。

⑨　指定申請書提出後の辞退の場合は、辞退届（書式２）を提出してください。

11　応募の手続

・　応募手続及びスケジュール等については、次のとおりとします。

（１）　応募書類の提出方法

・　応募書類の提出は、持参とします。

（２）　応募書類の提出場所

・　大仙市教育委員会生涯学習部生涯学習課　太田公民館
〒０１９－１６９２　大仙市太田町太田字新田田尻３－４
電話０１８７－８８－１１１９

（３）　スケジュール

期　　間　　等	内　　容
令和２年７月１３日～	募集要項の配付
令和２年７月２１日	現地説明会及び現地見学会
令和２年７月１３日～８月３日	募集に関する質問書の受付
令和２年８月１２日	質問に対する回答
令和２年８月１７日～８月２４日	応募書類の受付

（４）　留意事項

①　応募書類の受付時間は、平日の午前９時から午後５時までとします。

②　応募者は、可能な限り現地説明及び現地見学会に参加するようにしてください。参加する場合は、前日の午前中までに参加申込書（書式３）の提出が必要です。

③　募集に関する質問は、質問書（書式４）により行ってください。郵送（受付期限まで必着）、ファックス、Ｅメールのいずれも受付いたしますが、電話、口頭による質問は受付しません。

④　質問に対する回答は、市のホームページに掲載いたします。

12　指定管理者の候補団体の選定

（１）　指定管理者の候補団体の選定は、市長が行います。

（２）　応募者の審査は、市長の附属機関として設置する指定管理者選定委員会が、次に示す審査項目により行います。

①　施設の設置目的及び管理方針との整合性

②　平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果

③　サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果

④　利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果

⑤　施設の維持管理の内容、適格性、効率性及び実現の可能性

⑥　収支計画の内容、適格性及び実現の可能性

⑦　安定的な運営（人的及び経理的基盤）

⑧　類似施設の運営実績

⑨　地域雇用

⑩　法令等の遵守

⑪　緊急時
⑫　自主管理評価
⑬　その他

（３）　審査は、提出された事業計画書等により審査を行います。
応募者（団体）は指定管理者選定委員会に出席し、提案内容の説明を行うものとします。

（４）　選定結果の通知は、令和２年１０月中旬ごろまでに文書で通知します。

（５）　選定委員会の審査結果については原則公開とします。公表する項目は自社及び他の申請団体の審査結果とします。

13　指定管理者の候補団体の選定後の手続等

（１）　候補団体と市との協議

・　候補団体と市は、管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、この内容に係る候補団体からの承諾書の提出をもって仮協定とします。
この場合、市は、必要に応じて候補団体の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補団体はこの求めに対し協議に応じなければなりません。
また、候補団体と市との協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募団体を指定管理者の候補団体として協議を行うことになります。

（２）　指定管理者と市との協定締結

・　指定管理者の指定に関する事項について議会の議決を経て、候補団体を指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとに締結する「年度協定」を締結します。

14　指定管理者の評価及び指導

（１）　太田地域スポーツ施設及び関連施設の効果的かつ効率的運営を確保するため、指定管理者の業務実施状況やサービス等について評価を行います。評価の結果、施設の運営について改善等必要な場合は、指定管理者に対し、指導、助言、協議を行い、これに従わない場合は指定の取り消しを行うことがあります。

（２）　指定管理者は、評価にあたって市が求める資料については、遅滞なく提出するものとします。

（３）　評価結果については、ホームページに公開します。

15　留意事項

（１）　指定管理者が、指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況等の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるときや社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない、又は協定を解除することがあります。

（２）　市は、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者としての業務の継続が困難と認められるときは、その指定を取り消すことがあります。この場合において、市又は第三者に損害を与えたときは、賠償を求めることがあります。

（３）　この応募に関し、応募者が選定委員に接触することはできません。接触の事実が認められる場合は、失格となることがあります。

（４）　原則として、会社等の法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等は課税対象となります。

16　問い合わせ先

・　大仙市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課
　〒０１４－８６０１　大仙市大曲栄町２－１６
　電話０１８７－６３－１１１１　（内線３４３）
　メールアドレス　　kyouiku-sup@city.daisen.lg.jp

（別表１-1）太田地域スポーツ施設及び関連施設（施設１～８）リスク分担表

種　類	内　　容	負担者		備　考
		市	指定管理者	
募集及び応募等	募集要項等の市が作成した書類の内容の誤りによるもの	○		
	申請書等の指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの		○	
	申請に関して必要となる費用		○	
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	申請に関して負担した費用及び生じた損害		○	
	管理運営の準備のため負担した費用及び生じた損害		○	
債務不履行	市が協定内容を不履行した場合	○		
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行した場合		○	
運営費用の上昇	施設の管理運営業務に関する法令等の変更による費用の増加	○		消費税、地方消費税等
	上記以外で指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更による費用の増加		○	法人税等
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加		○	「特記事項」参照
需要変動・施設の競合	需要の見込み違いや競合施設の影響による利用者減少及び収入の減少		○	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○	
安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や事故、犯罪発生等		○	
施設・設備	経年劣化等による1件10万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件10万円以上の修繕	○		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		○	
備品・消耗品	経年劣化等による1件10万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件10万円以上の修繕	○		
	備品の更新	備品更新時の責任分担については備品一覧に定める。新たに購入した備品の責任分担については購入時に決定することとする。		

種　類	内　　容	負担者		備　考
		市	指定管理者	
備品・消耗品	備品一覧に上がっていない1件10万円以上の備品の新規購入	協　議		
	備品一覧に上がらない1件10万円未満の消耗品等		○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による備品の損傷		○	
保険の加入	指定管理施設の火災保険の加入	○		
	施設利用者に係る保険の加入	○	○	それぞれの責任において保険に加入すること
	自主事業の実施に係る保険の加入		○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害	○	○	市が求償権を行使
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○		
不可抗力（※1）	不可抗力による施設設備の復旧費用	○		
	不可抗力による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	協　議		「特記事項」参照
指定期間終了	指定期間が終了した場合又は、指定を取り消した場合の撤去に関する撤去費用		○	
引継ぎに係る費用	指定期間開始前及び期間が終了した場合の業務の引継ぎに係る費用		○	

※1　不可抗力：天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他（突発的な施設設備の不具合等）など、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的または人為的な現象

【特記事項】

1. 市が実施または要請する事業等への対応

（1）　市が実施または要請する事業等への対応は、積極的かつ主体的に対応すること。
（例）緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等

2. 不可抗力による指定の取り消し

（1）　市または指定管理者は、不可抗力の発生により、指定管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとし、協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取り消しを行うものとする。

（2）　前項における取り消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として両者の協議により決定することとする。

3. 大規模修繕等に係る対応

（1）　不可抗力による緊急的な大規模修繕、又は計画的な改修等が必要となり、施設の開館に影響を及ぼすこととなった場合における管理費及び利用料金収入等の取り扱いについては、その都度、市と指定管理者との間で協議を行うこととする。

（2）　前項の協議によって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則とする。

4. 物価及び金利の変動に伴う費用の増加の対応

（1）　人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加については、原則、指定管理者の負担とするが、収支計画に多大な影響を与える場合については、市と指定管理者で協議を行うこととする。

（別表１-2）太田地域スポーツ施設及び関連施設のうち（施設９・１０）　リスク分担表

種　類	内　　容	負担者		備　考
		市	指定管理者	
募集及び応募等	募集要項等の市が作成した書類の内容の誤りによるもの	○		
	申請書等の指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの		○	
	申請に関して必要となる費用		○	
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	申請に関して負担した費用及び生じた損害		○	
	管理運営の準備のため負担した費用及び生じた損害		○	
債務不履行	市が協定内容を不履行した場合	○		
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行した場合		○	
運営費用の上昇	施設の管理運営業務に関する法令等の変更による費用の増加	○		消費税、地方消費税等
	上記以外で指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更による費用の増加		○	法人税等
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加		○	「特記事項」参照
需要変動・施設の競合	需要の見込み違いや競合施設の影響による利用者減少及び収入の減少		○	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○	
安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や事故、犯罪発生等		○	
施設・設備	経年劣化等による1件20万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件20万円以上の修繕	○		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		○	
備品・消耗品	経年劣化等による1件20万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件20万円以上の修繕	○		
	備品の更新	備品更新時の責任分担については備品一覧に定める。新たに購入した備品の責任分担については購入時に決定することとする。		
	備品一覧に上がっていない1件20万円以上の備品の新規購入	協　議		
	備品一覧に上がらない1件20万円未満の消耗品等		○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による備品の損傷		○	

種　類	内　　容	負担者		備　考
		市	指定管理者	
保険の加入	指定管理施設の火災保険の加入	○		
	施設利用者に係る保険の加入	○	○	それぞれの責任において保険に加入すること
	自主事業の実施に係る保険の加入		○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害	○	○	市が求償権を行使
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○		
不可抗力（※1）	不可抗力による施設設備の復旧費用	○		
	不可抗力による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	協　議		「特記事項」参照
指定期間終了	指定期間が終了した場合又は、指定を取り消した場合の撤去に関する撤去費用		○	
引継ぎに係る費用	指定期間開始前及び期間が終了した場合の業務の引継ぎに係る費用		○	

※1　不可抗力：天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他（突発的な施設設備の不具合等）など、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的または人為的な現象

【特記事項】

1. 市が実施または要請する事業等への対応

（1）　市が実施または要請する事業等への対応は、積極的かつ主体的に対応すること。
（例）緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等

2. 不可抗力による指定の取り消し

（1）　市または指定管理者は、不可抗力の発生により、指定管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとし、協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取り消しを行うものとする。

（2）　前項における取り消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として両者の協議により決定することとする。

3. 大規模修繕等に係る対応

（1）　不可抗力による緊急的な大規模修繕、又は計画的な改修等が必要となり、施設の開館に影響を及ぼすこととなった場合における管理費及び利用料金収入等の取り扱いについては、その都度、市と指定管理者との間で協議を行うこととする。

（2）　前項の協議によって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則とする。

4. 物価及び金利の変動に伴う費用の増加の対応

（1）　人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加については、原則、指定管理者の負担とするが、収支計画に多大な影響を与える場合については、市と指定管理者で協議を行うこととする。

別　添

大仙市太田地域スポーツ施設及び関連施設管理業務の内容及び基準について

１　管理の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づき管理を行うものとする。

（１）　条例の設置理念に基づき、管理運営を行うこと。

（２）　公の施設であることを念頭において公平な管理運営を行うこととし、特定な者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

（３）　施設の利用促進に努めるとともに利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者へのサービス向上に努めること。

（４）　施設の適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。

（５）　大仙市と密接な連携を図りながら管理運営を行うこと。

２　管理業務に関する事項

（１）管理業務の概要

①組織及び人員配置

管理業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

②受付・案内業務

利用者へのサービスに支障のないよう、適切な対応を行うこと。また、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を市へ報告すること。

③利用実績等

毎月の利用実績（利用人数、利用率、利用料金収入等）を明らかにするための必要な帳簿を作成すること。

④緊急時の対応

ア　災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ　利用者の急な病気、ケガ等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し的確に対応すること。

⑤管理業務の詳細

具体的な管理業務の内容については、別紙１のとおりである。

（２）事業計画書及び報告書の提出

①事業計画書等の提出

毎年度末までに、翌年度の下記事項を含む管理に関する事業計画書及び収支計画書等を作成し、市に提出すること。

なお、必要に応じ説明を求めることがある。

ア　管理体制
イ　管理業務の実施計画
ウ　利用者数の計画
エ　管理に係る経費の収支計画
オ　自主事業の実施計画に関する事項
カ　その他指示する事項

②業務報告書等の提出

毎月の業務の実施状況及び収支の状況等について、その翌月の１０日まで報告すること。

③事業報告書等の提出

毎年度終了後６０日以内に、下記の内容について事業報告書等を提出すること。なお、必要に応じ説明を求めることがある。

ア　管理体制
イ　管理業務の実施状況
ウ　利用者数の実績
エ　管理に係る経費の収支状況
オ　自主事業の実施状況に関する事項
カ　その他指示する事項

（３）施設利用者に対するアンケート等の実施及び自己評価について

①施設利用者に対するアンケート等の実施

施設利用者の利便性の向上のため、アンケート等を実施し、施設利用満足度や意見等を聴取すること。また、その結果及び業務改善への反映状況について報告すること。

②自己評価

上記①の結果及び利用実績の分析により自己評価を行うとともに、その改善策を事業報告書とあわせて報告すること。

（４）区分経理について

①区分経理

指定管理者は施設の管理業務に係る経理と自身の団体等の業務に係る経理とを区分して経理すること。

②収入と支出の適正管理

指定管理者は、指定管理業務専用の口座や帳簿等により、収入と支出を適切に管理すること。

３　保守管理及び施設設備等に関する事項

（１）保守管理業務

施設における活動に支障をきたす事態が生じることの無いよう、保守管理体制を整備すること。

現在行っている、設備、機器等の保守管理業務は、別紙２のとおりである。

（２）保険

市は、施設に対する災害共済及び市の瑕疵・過失に起因する事故等に対する総合賠償保険に加入する。（市が加入する総合賠償保険の概要については、別紙４を参照すること。）

指定管理者は、施設及び設備の管理に起因する事故等に対して、賠償責任を負う場合や、自主事業の実施において、自らの瑕疵・過失に起因する事故等に対して、賠償責任を負う場合又は、市からの求償等に備え、指定管理者の責任において、必要と考える範囲の保険（履行保証保険、施設損害保険、第三者への損害賠償等）に加入すること。

（３）施設設備及び備品

①施設における活動に支障をきたさないよう、備品の管理を行うこと。なお、不具合が生じた場合は市に報告し、募集要項のリスク分担表（別表１）の定めに従い対応すること。

②新たに備品が必要な場合は、市に協議すること。なお、備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。

③備品の一覧については、別紙３を参照すること。

（４）修繕

①応急的な修繕

施設において、破損、損壊または老朽化により、管理上直ちに修繕を行う必要がある場合は、速やかに市に報告すること。

②計画的な修繕

修繕に係る経費のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについては、市に修繕の箇所、金額、優先順位等を報告すること。

（５）関係書類の整備

保守管理にあたっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し保管すること。

（６）事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故または故障が発生したときは、速やかに市に報告し、指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

ただし、緊急を要する場合または軽微な事故・故障等の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずること。

（７）関係法令等の遵守

当該施設の管理にあたっては、本基準のほか、関係する法令及び大仙市の条例、規則等を遵守すること。

４　その他

（１）補償対策

指定管理者の管理上の瑕疵により、利用者の生命や身体に損害を与え、または財物を損傷した場合、指定管理者が損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、両者協議のうえ対応すること。

（２）市からの指示等への対応

①市から、施設の管理及び経営状況及び施設の現状等に関する調査または作業の指示があった場合には、迅速かつ積極的な対応を行うこと。

②市が実施または要請する事業等への対応は積極的かつ主体的に対応すること。

（例）緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等

③市が行う指定管理者の評価には積極的に協力するとともに、評価の結果指導及び助言があった場合には、これに従うこと。

（３）災害等非常時の対応

①災害等の非常の事態が発生した場合は、避難所としての指定の有無にかかわらず、市からの指示により施設を使用させるものとすること。

②市と指定管理者は有事に備え、避難所等の開設、運営が円滑に行えるよう事前に協議するとともに、避難所等開設時には、運営に協力すること。

（別紙１－１）

太田地域スポーツ施設及び関連施設　管理業務一覧

（施設１）大仙市太田体育館

＊日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、点検	随時	以下、全施設のを集約。
案内	施設の案内	随時	
受付	受付（利用申込、予約、利用の許可等）	随時	
利用料金収受	利用料金の収受	随時	
施設備品の管理	備品の貸出、保守管理	随時	
施設利用準備	利用申込による施設利用の準備	随時	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	随時	
館内清掃	館内の清掃	随時	
全スポーツ施設の外構及び駐車場の管理	外構及び駐車場の清掃及び除草	随時	
敷地の除雪	施設の除排雪	随時	

＊月例業務（毎月定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	月別利用状況等の報告（利用者数及び収支状況等）	１回	以下、全施設のを集約。
公共料金の支払い	公共料金の支払い	１回	

＊年間業務（年間を通じて定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業計画書、収支計画書の提出	年度計画の報告	１回	以下、全施設のを集約。
委託契約	委託業者との協議及び契約	１回	
冬囲い	施設の冬囲いの設置及び撤去	２回	
事業報告	年間の利用状況及び収支状況等の報告	１回	
体育館輻射暖房保守点検業務			
受水槽清掃・保守点検業務			
消防施設設備等保守点検業務			
産業廃棄物処理			

（施設２）大仙市営太田球場

＊日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、点検	随時	以下の業務は、太田体育館で集約。
案内	施設の案内	随時	
受付	受付（利用申込、予約、利用の許可等）	随時	
利用料金収受	利用料金の収受	随時	
施設備品の管理	備品の貸出、保守管理	随時	
施設利用準備	利用申込による施設利用の準備	随時	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	随時	
施設清掃	球場内、スタンドの清掃	随時	
駐車場及び周辺の管理	駐車場の清掃及び除草	随時	
グラウンドの維持管理	内野グラウンド、芝生の管理	随時	

＊月例業務（毎月定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	月別利用状況等の報告（利用者数及び収支状況等）	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
公共料金の支払い	公共料金の支払い	１回	

＊年間業務（年間を通じて定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業計画書、収支計画書の提出	年度計画の報告	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
委託契約	委託業者との協議及び契約	１回	
冬囲い	施設の冬囲いの設置及び撤去	２回	
事業報告	年間の利用状況及び収支状況等の報告	１回	
自家用電気工作物保守管理業務			
自動ドア維持管理保守業務			
消防施設設備等保守点検業務			
防火対象物定期点検業務			
水質管理			
産業廃棄物処理			

（施設３）大仙市太田テニスコート

＊日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、点検	随時	以下の業務は、太田体育館で集約。
案内	施設の案内	随時	
受付	受付（利用申込、予約、利用の許可等）	随時	
利用料金収受	利用料金の収受	随時	
施設備品の管理	備品の貸出、保守管理	随時	
施設利用準備	利用申込による施設利用の準備	随時	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	随時	
敷地の清掃	敷地の清掃	随時	
敷地の除草	敷地の除草	随時	

＊月例業務（毎月定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	月別利用状況等の報告（利用者数及び収支状況等）	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
公共料金の支払い	公共料金の支払い	１回	

＊年間業務（年間を通じて定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業計画書、収支計画書の提出	年度計画の報告	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
委託契約	委託業者との協議及び契約	１回	
冬囲い	施設の冬囲いの設置及び撤去	２回	
事業報告	年間の利用状況及び収支状況等の報告	１回	
水質管理			
産業廃棄物処理			

（施設４）大仙市太田多目的運動広場

＊日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検	施設内の巡回、点検	随時	以下の業務は、太田体育館で集約。
案内	施設の案内	随時	
受付	受付（利用申込、予約、利用の許可等）	随時	
利用料金収受	利用料金の収受	随時	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	随時	
敷地の清掃	敷地の清掃	随時	
敷地の除草	敷地の除草	随時	

＊月例業務（毎月定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	月別利用状況等の報告（利用者数及び収支状況等）	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
公共料金の支払い	公共料金の支払い	１回	

＊年間業務（年間を通じて定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業計画書、収支計画書の提出	年度計画の報告	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
委託契約	委託業者との協議及び契約	１回	
冬囲い	施設の冬囲いの設置及び撤去	２回	
事業報告	年間の利用状況及び収支状況等の報告	１回	
産業廃棄物処理			

（施設５）大仙市太田体育館クラブハウス

＊日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、点検	随時	以下の業務は、太田体育館で集約。
案内	施設の案内	随時	
受付	受付（利用申込、予約、利用の許可等）	随時	
利用料金収受	利用料金の収受	随時	
施設備品の管理	備品の貸出、保守管理	随時	
施設利用準備	利用申込による施設利用の準備	随時	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	随時	
館内清掃	館内の清掃	随時	
敷地の清掃	敷地の清掃	随時	
敷地の除草	敷地の除草	随時	
敷地の除雪	施設の除排雪	随時	

＊月例業務（毎月定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	月別利用状況等の報告（利用者数及び収支状況等）	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
公共料金の支払い	公共料金の支払い	１回	

＊年間業務（年間を通じて定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業計画書、収支計画書の提出	年度計画の報告	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
委託契約	委託業者との協議及び契約	１回	
冬囲い	施設の冬囲いの設置及び撤去	２回	
事業報告	年間の利用状況及び収支状況等の報告	１回	
ボイラー保守業務			
冷暖房（GHP）保守点検業務			
自動ドア維持管理保守業務			
消防施設設備等保守点検業務			
産業廃棄物処理			

（施設６）大仙市太田トレーニングセンター

＊日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、点検	随時	以下の業務は、太田体育館で集約。
案内	施設の案内	随時	
受付	受付（利用申込、予約、利用の許可等）	随時	
利用料金収受	利用料金の収受	随時	
施設備品の管理	備品の貸出、保守管理	随時	
施設利用準備	利用申込による施設利用の準備	随時	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	随時	
館内清掃	館内の清掃	随時	
敷地の清掃	敷地の清掃	随時	
敷地の除草	敷地の除草	随時	
敷地の除雪	施設の除排雪	随時	

＊月例業務（毎月定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	月別利用状況等の報告（利用者数及び収支状況等）	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
公共料金の支払い	公共料金の支払い	１回	

＊年間業務（年間を通じて定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業計画書、収支計画書の提出	年度計画の報告	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
委託契約	委託業者との協議及び契約	１回	
冬囲い	施設の冬囲いの設置及び撤去	２回	
事業報告	年間の利用状況及び収支状況等の報告	１回	
消防施設設備等保守点検業務			
産業廃棄物処理			

（施設７）大仙市立太田新興緑地広場

＊日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、点検	随時	以下の業務は、太田体育館で集約。
案内	施設の案内	随時	
受付	受付（利用申込、予約、利用の許可等）	随時	
利用料金収受	利用料金の収受	随時	
敷地の清掃	敷地の清掃	随時	
敷地の除草	敷地の除草	随時	

＊月例業務（毎月定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	月別利用状況等の報告（利用者数及び収支状況等）	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
公共料金の支払い	公共料金の支払い	１回	

＊年間業務（年間を通じて定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業計画書、収支計画書の提出	年度計画の報告	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
委託契約	委託業者との協議及び契約	１回	
冬囲い	施設の冬囲いの設置及び撤去	２回	
事業報告	年間の利用状況及び収支状況等の報告	１回	
産業廃棄物処理			

（施設８）大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設

＊日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、点検	随時	以下の業務は、太田体育館で集約。
案内	施設の案内	随時	
受付	受付（利用申込、予約、利用の許可等）	随時	
利用料金収受	利用料金の収受	随時	
施設備品の管理	備品の貸出、保守管理	随時	
施設利用準備	利用申込による施設利用の準備	随時	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応	随時	
館内清掃	館内の清掃	随時	
敷地の清掃	敷地の清掃	随時	
敷地の除草	敷地の除草	随時	
敷地の除雪	施設の除排雪	随時	

＊月例業務（毎月定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	月別利用状況等の報告（利用者数及び収支状況等）	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
公共料金の支払い	公共料金の支払い	１回	

＊年間業務（年間を通じて定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業計画書、収支計画書の提出	年度計画の報告	１回	以下の業務は、太田体育館で集約。
委託契約	委託業者との協議及び契約	１回	
冬囲い	施設の冬囲いの設置及び撤去	２回	
事業報告	年間の利用状況及び収支状況等の報告	１回	
消防施設設備等保守点検業務			
水質管理			
産業廃棄物処理			

（施設９）大仙市営太田スキー場

＊日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻 度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、点検	随時	
案内、受付	施設の案内、受付（利用申込、予約、利用の許可、問合せ対応、広報等）	随時	
利用料金徴収事務	利用料金の収受、日計集計、利用料減免に関する事務手続き	随時	
施設等の管理	工作物全体の目視及び動作等の確認	随時	
利用者の安全管理	リフトの運行業務、利用者への安全指導と緊急時の対応、施設内外のパトロール	随時	
敷地内の管理	ゲレンデ整備、駐車場、道路及び園地等の除排雪。	随時	
施設内の清掃	施設内外の清掃、ゴミ拾い	随時	

＊月例業務（毎月定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	月別利用状況等の報告（利用者数及び収支状況等）	1 回	
公共料金の支払い	公共料金の支払い	1 回	

＊年間業務（年間を通じて定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業計画書、収支計画書の提出	年度計画の報告	1 回	
委託契約	委託業者との協議及び契約	1 回	
冬囲い	施設の冬囲いの設置及び撤去	2 回	
事業報告	年間の利用状況及び収支状況等の報告	1 回	
自家用電気工作物保安管理			
館内交換電話設備保守索道点検			
自動ドア維持管理保守業務			
消防施設設備等保守点検業務			
施設警備保障			
浄化槽点検清掃保			

守業務 受水槽点検清掃及び飲料水水質検査 水質管理 産業廃棄物処理			

なお、大仙市営太田スキー場の詳細な管理業務について別紙１－２に定める。

（施設１０）大仙市太田四季の村太田交流の森及び太田レクリエーションの森

＊日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻 度	留意事項
施設巡回、点検	施設内外の巡回、点検	随時	
植物の管理	植栽、樹木及び希少植物等の確認	随時	県自然公園条例等を遵守
敷地内の管理	駐車場、道路、遊歩道及び園地等の除草。	随時	県自然公園条例等を遵守
案内、受付	施設の案内、受付（利用申込、予約、利用の許可等）	随時	
利用料金収受	利用料金の収受		
施設等の管理	工作物全体の目視及び動作等の確認	随時	
利用者の安全管理	利用者への安全指導と緊急時の対応。	随時	
施設内の清掃	施設内外のパトロール 施設内外の清掃、ゴミ拾い	随時	

＊月例業務（毎月定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	月別利用状況等の報告（利用者数及び収支状況等）	1回	
公共料金の支払い	公共料金の支払い	1回	

＊年間業務（年間を通じて定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
事業計画書、収支計画書の提出	年度計画の報告	1回	
委託契約	委託業者との協議及び契約	1回	
事業報告	年間の利用状況及び収支状況等の報告	1回	
便槽の清掃保守		1回	
産業廃棄物処理			

（別紙１－２）

大仙市営太田スキー場の詳細な管理業務

◎施設運営に関する事

ア　業務の適正な実施のため、必要な係員を配置すること。

【リフト係員、ゲレンデパトロール員（有資格者）、リフト券販売員、駐車場整理員、圧雪車運転員等】

イ　運営に支障をきたさないよう係員の勤務形態を構築すること。

ウ　係員に対して、施設の管理運営に必要な知識の習得及び経験を積むことができる内部研修等の実施または外部研修に参加させること。

エ　利用者の安全確保に関すること。（危険個所の確認、案内板設置等）

オ　毎月利用状況報告書を作成し、翌月の１０日まで市に報告すること。

カ　入場者保険、リフト賠償保険等、必要な保険に加入すること。

キ　経理事務、受付、予約業務、帳簿作成業務、その他体制に必要な業務を実施すること。

◎施設及び設備の維持管理に関する事

ア　建物の維持管理を常に良好な状態に保つこと。

イ　給排水施設、電気設備、消防設備、貯水槽、リフト運転室、スノーモービル及び圧雪車等の設備及び機器関係に関し、常に良好な状態を保つこと

ウ　業務に関する諸手続き、資格等の届出

エ　業務の報告、記録

◎索道の管理運営に関する事

ア　当該索道事業は鉄道事業法第３３条に基づく同法施行規則第４５条の規程により許可された事業であるため、次の事項等を遵守するものとする。

※鉄道事業法及び同法施行規則に基づく索道事業譲渡譲受認可申請が必要です。

①　安全管理規定（索道施設の維持及び運転業務の実施に関する規定）の策定

②　安全統括管理者の選任、届出

③　索道技術管理者の選任、届出

④　索道施設に関する技術上の基準を定める省令第４条に規定する索道運転取扱細則及び索道施設整備細則の制定、届出

⑤　鉄道事業法施行規則第３８条に規定する受委託の許可申請

⑥　鉄道事業法施行規則第５１条に規定する索道事業の停止

⑦　鉄道事業法施行規則第５２条に規定する索道事業の再開

イ　索道施設の変更の場合及び索道施設に関する技術上の基準を定める省令に変更を必要とする場合は双方協議し、変更許可申請をするものとする。

ウ　その他索道施設の運営について

①リフト係員等の安全運行、接客マナー等について教育を実施すること。

②索道技術管理者等の技術向上と必要な知識習得のため、運輸局及び地区索道協議

会が実施する研修会に参加させること
③索道施設運行管理業務のため、索道技術監理員を常時配置すること。
④索道賠償責任保険（索道に関する)、傷害保険等必要な保険に加入すること。
⑤ゲレンデは常に良好な状態に整備し、利用者の安全に努めること

◎スキー用品等のレンタル業務に関する事
ア　スキー・スノーボード用具等のレンタル
イ　レンタル料金徴収及び日経集計

◎ロッジの運営に関する事
ア　レストラン業務
万全な安全・衛生対策を実施し、子供から高齢者まで幅広い年齢層の嗜好や利用者のニーズを踏まえたメニューを用意し、適正な価格で提供すること。
イ　売店業務
子供から高齢者まで幅広い年齢層の嗜好や利用者のニーズを踏まえた商品を用意し、適正な価格で提供すること。
ウ　施設の運営
①　業務の適正な実施のため、必要な係員を配置すること
②　係員に対して施設の官営運営に必要な知識の習得、経験を積むことができる内部研修等の実施、または外部研修へ参加させること。
③　利用者の安全確保に努めること。
④　総合食品賠償共済保険に加入すること。
⑤　経理事務、受付、予約、帳簿作成等、その他必要な業務を実施すること。

◎自主事業の運営に関する事
ア　市及びスキー関係団体等が主催する事業については、協力して事業の展開を図ること。
イ　誘客対策やスキー技術向上のためのイベント等の開催を検討すること。

（別紙２）

太田地域スポーツ施設及び関連施設　保守管理業務一覧

現在、太田地域スポーツ施設及び関連施設において実施している保守管理業務及び業務委託先は、次のとおりです。

(施設１)大仙市太田体育館

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
体育館輻射暖房保守点検	秋田電気工事(株)	年１回	保守点検
受水槽清掃・保守点検	(株)サイテクト	年１回 月１回	受水槽清掃 保守点検
消防施設設備等保守点検	阿部防災	年２回	保守点検
水質管理	(有)平鹿清掃興業	月１回	保守点検

(施設２)大仙市営太田球場

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
自家用電気工作物保安管理	東北電気保安協会秋田事業部	月１回	保守点検
自動ドア維持管理保守	ナブコシステム(株)秋田支店	年２回	保守点検
消防施設設備等保守点検	阿部防災	年２回	保守点検
防火対象物定期点検	阿部防災	年２回	保守点検
水質管理	(有)平鹿清掃興業	月１回	保守点検

(施設３)大仙市太田テニスコート

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
水質管理	(有)平鹿清掃興業	月１回	保守点検

(施設４)大仙市太田多目的運動広場

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
該当なし			

（施設５）大仙市太田体育館クラブハウス

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 （契約内容等）
ボイラー保守 冷暖房（GHP）保守点検 自動ドア維持管理保守 消防施設設備等保守点検	(株)ヤマキチ商店 秋田電気工事(株) ナブコシステム(株)秋田支店 阿部防災	年２回 年２回 年２回 年２回	保守点検 保守点検 保守点検 保守点検

（施設６）大仙市太田トレーニングセンター

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 （契約内容等）
消防施設設備等保守点検	阿部防災	年２回	保守点検

（施設７）大仙市立太田新興緑地広場

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 （契約内容等）
該当なし			

（施設８）大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設

業務の内容	業務委託先	頻度	特記事項 （契約内容等）
消防施設設備等保守点検 水質管理	阿部防災 (有)平鹿清掃興業	年２回 月１回	保守点検 保守点検

（施設９）大仙市営太田スキー場

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 （契約内容等）
自家用電気工作物保安管理	東北電気保安協会	毎月	ﾛｯｼﾞ・ﾋﾞｼﾞﾀｰﾊｳｽ・索道関係
館内交換電話設備保守	秋田電気通信㈱	年１回	電話設備
索道点検業務	安全索道㈱	営業前・中・終了前	索道保守点検
自動ドア維持管理保守	ナブコシステム㈱	年２回	ﾛｯｼﾞ２台・ﾋﾞｼﾞﾀｰﾊｳｽ

消防施設設備等保守	阿部防災	年２回	ﾛｯｼﾞ・ﾋﾞｼﾞﾀｰﾊｳｽ
施設警備保障	セコム㈱	毎月	ﾛｯｼﾞ・ﾋﾞｼﾞﾀｰﾊｳｽ 第３駐車場公衆トイレ・合併浄
浄化槽点検清掃保守	㈱サイテクト	年４回	化槽２０人槽 点検業務 清掃業務
受水槽点検清掃及び飲料水水質検査	㈱サイテクト	保守毎月 清掃年１回	塩素管理保守
水質管理	㈲平鹿清掃興業	毎月	

（施設１０）大仙市太田四季の村太田交流の森及び太田レクリエーションの森

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 （契約内容等）
便槽の清掃保守	㈱サイテクト	年１回	

（別紙３）　太田地域スポーツ施設及び関連施設　備品一覧

（施設１）大仙市太田体育館

＊備品等（Ｉ種）　※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの。

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	テニスラケット	10	○		
2	卓球ラケット	13	○		
3	卓球ネット	11	○		
4	卓球台	6	○		
5	卓球用カウンター	10	○		
6	スモーキングスタンド	1	○		
7	バレーボール支柱セイフティマット	4	○		
8	バレーネット	7	○		アシックス21121K
9	バレーボール支柱ポストカバー	12	○		中2、小10
10	バレーボール支柱	4	○		
11	移動式得点板	2	○		サンワS1110
12	バレー用審判台	2	○		S54.12.15購入
13	テニス用ネット	2	○		
14	バドミントンラケット	5	○		
15	バスケットボール	3	○		7号
16	バスケットボール	2	○		5号
17	フロアスタンド（得点板）	1	○		
18	バドミントンネット	8	○		
19	事務机（両袖）	1	○		
20	冷蔵庫	1	○		東芝GR-Y50A
21	ｽｲｺｰﾀﾝｸ(消毒器用ﾀﾝｸ)500L	1	○		
22	動力噴霧器	1	○		MS410
23	噴霧器	2	○		動噴スプレー・ノズル部分
24	電子掲示得点板	1	○		モルテン　TOP60
25	背負式動力散布機	1	○		
26	刈払い機	1	○		共立SRE265
27	ペクトフライ	1		○	HOIST
28	ミッドロー	1		○	HOIST
29	腹筋機	1		○	BODY-SOLID
30	ベンチプレス台（立型）	1		○	DANTS
31	ベンチプレス台（寝型）	1		○	DANTS
32	ダンベルセット	1		○	1kg～10kg 各2個
33	エアロバイク	2		○	02INTAKE21
34	トレーニングボール（3kg）	1		○	
35	バーベル用シャフト	7		○	
36	バーベル用ウエイト（2.5kg）	2		○	
37	バーベル用ウエイト（5kg）	4		○	
38	バーベル用ウエイト（7.5kg）	5		○	
39	バーベル用ウエイト（10kg）	8		○	
40	バーベル用ウエイト（15kg）	6		○	
41	バーベル用ウエイト（20kg）	4		○	
42	バーベル置き台	4		○	
43	トレーニング用ベッド	1		○	
44	トレーニング用サポート台	1		○	
45	リフティングベルト	2		○	
46	ゴムマット	12		○	900×1800
47	体重計	1		○	オメガ
48	ハンガーラック	1		○	ウチダ（トレーニングルーム）
49	長テーブル（木目柄 1800×600）	3	○		S54.12.24購入
50	折り畳みイス（厚型）	34	○		
51	折り畳みイス（薄型）	65	○		
52	テニス審判台	2	○		
53	テニス・バレー支柱収納ラック	1	○		
54	バドミントン支柱（差込型）	6	○		
55	バドミントン支柱（ネジ式）	6	○		
56	テニス支柱	2	○		
57	事務机（片袖）	1	○		
58	書庫（2段）	1	○		ウチダ
59	収納キャビネット	1	○		
60	演台	2	○		
61	マイクスタンド	1	○		

（施設１）大仙市太田体育館

＊備品等（Ⅰ種）　※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの。

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
62	ネット高さ調整スケール	1	○		
63	バスケットリング高さ調節棒	2	○		
64	バスケットリング高さ調節クランク	2	○		
65	バレーボールサイドマーカー	2	○		
66	バレーボール用ネット巻取クランク	1	○		
67	体育館中仕切り用クランク	1	○		
68	キャビネット	1	○		コクヨ370×800×1800
69	エアコン	1	○		コロナ
70	ロッカー（3人用）	1	○		ウチダ500×900×1800
71	バレーボール用ネット巻取クランク	3	○		
72	テニス用ネット巻取クランク	1	○		
73	バスケット用ネット巻取クランク	1	○		
74	除雪機HONDA HSM 1390iJR	1	○		H25年　SBBJ　1004400
75	乗用芝刈機	1	○		HONDA3011 MZAJ-2002257

＊　備品等（Ⅱ種）　※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	刈払い機	1		○	SRE2625G
2	刈払い機	2		○	BZX266H
3	チェーンソー	2		○	
4	背負式動力散布機	1		○	
5	ヘッジトリマー	1		○	背負い式
6	ヘッジトリマー	1		○	手持ち式

（施設２）大仙市営太田球場

＊備品等（Ｉ種）　※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの。

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	ライン引き	2		○	
2	ﾌﾟﾗｽ会議用ﾃｰﾌﾞﾙ(YT-615BU)	5	○		
3	片袖机(ﾌﾟﾗｽLA-127D-3,661-003)	2	○		
4	座卓(ﾌﾟﾗｽUT-617Z,651-007)	8	○		
5	ｾﾝﾀｰﾃｰﾌﾞﾙ(ﾌﾟﾗｽCT-601T,66-565)	1	○		
6	電話台（ｺｸﾖ　ｳｫｰﾀｰｸｰﾗｰ用)	2	○		
7	電話台（ﾌﾟﾗｽ　TS-145CT)	1	○		
8	朝礼台(ｷｬｽﾀｰ付)	1	○		
9	ﾌﾟﾗｽ折りたたみﾁｪｱｰ(FC-511N)	33	○		緑色15　黒色18
10	事務用椅子	5	○		
11	長椅子(ﾌﾟﾗｽRS-603N,66-561)	1	○		
12	小椅子(ﾌﾟﾗｽRS-601N,66-563)	2	○		
13	引違い書庫(上置､ﾌﾟﾗｽSG602FR,09)	1	○		
14	引違い書庫(下置､ﾌﾟﾗｽSS604R,07)	1	○		
15	ﾃｨｰｷｬﾋﾞﾈｯﾄ(ﾌﾟﾗｽTC600S,21-663)	3	○		
16	ﾚｼﾞｬｰﾛｯｶｰ　4人用	1	○		
17	ﾚｼﾞｬｰﾛｯｶｰ　2人用	9	○		
18	ｶｾｯﾄﾃﾞｯｷ(ToA FD20)	1	○		
19	ｽﾋﾟｰｶｰ(CS-1)	1	○		
20	ｳｫｰﾀｰｸｰﾗｰ（東芝）	1	○		
21	冷凍ｽﾄｯｶｰ(ｻﾝﾖｰ SCR-T98)	1	○		
22	共立刈払い(SRE265)	1	○		
23	ﾋﾟｯﾁﾝｸﾞﾏｼｰﾝ(硬式用､SSK MA260)	1	○		
24	ﾋﾟｯﾁﾝｸﾞﾏｼｰﾝ(硬式用､アシックス GPM27)	1	○		
25	ﾋﾟｯﾁﾝｸﾞﾏｼｰﾝ	1	○		
26	ﾊﾞｯﾃｨﾝｸﾞｹﾞｰｼﾞ(TN-66-1120)	1	○		
27	ﾊﾞｯﾃｨﾝｸﾞｹﾞｰｼﾞ(TN-66-1130)	2	○		
28	ﾊﾞｯﾃｨﾝｸﾞｹﾞｰｼﾞ	1	○		
29	防球ﾌｪﾝｽ	19	○		
30	投手用防球ﾈｯﾄ	4	○		
31	ｴﾊﾞﾆｭｰﾗｲﾑﾎﾞｯｸｽｽﾌﾟﾗ(KA-023)	1	○		石灰入れ
32	野球得点板BS-120(ﾄｰｴｲB-3180)	1	○		
33	ピッチングマシーン用ネット	6	○		
34	洗濯機　（東芝　VH52G)	1	○		
35	洗濯機　（東芝　VHSX22)	1	○		
36	冷蔵庫	1	○		
37	エアコン　コロナ	1	○		
38	エアコン　三菱	2	○		
39	エアコン　ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ　CR282CF	1	○		太田生活リゾート解散により
40	エアコン　ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ　CR252CF	1	○		太田生活リゾート解散により
41	スポーツトラクター	1	○		
42	軽トラック　スバルサンバー	1	○		H9 V-KS4 334294　秋田41く4178
43	乗用芝刈機(HONDA3011)	1	○		
44	車止めポール（チェーン付き）	24			
45	スコア―ボードカウンターボックス	1			
46	玄関用マット（緑）特大	1			
47	玄関用マット（緑）普通	7			
48	ゴミ入れカゴ（鉄製）	9			
49	学校机	4			
50	リヤカー	1			
51	一輪車	4			
52	野球スポ少セット	1			塁ベース、ネット、ピン一式
53	メジャー	1			ライン引き用
54	展示用パネル板	1			
55	木製イス（本部）	15			
56	電話機（FAX付き）	1			
57	業務用掃除機	1			
58	IH湯沸かし器	1			
59	会議用テーブル（45×180）	1			
60	会議用テーブル60×180）	4			
61	傘立て	1			

＊備品等（Ⅰ種）　※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの。

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
62	片袖机(医務室)	1			
63	事務イス（医務室）	1			
64	簡易用椅子（医務室）	2			
65	救護ベッド（医務室）	1			
66	タンカ（医務室）	1			
67	キャビネット（プラス2段）（医務室）	1			
68	グラウンド整備用レーキ	6			
69	グラウンド整備用トンボ	15			
70	スコップ	12			

＊　備品等（Ⅱ種）　※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	ドラムコード	2			
2	館内通路用マット一式	1			
3	冷凍庫ストッカー	2			
4	冷凍アイスクリームストッカー	1			
5	冷凍冷蔵庫（三菱）大	1			
6	製氷機	1			
7	脚立（3点式）	1			
8	はしご	1			
9	ドリル穴あけ機	1			
10	グラウンド整備用ブラシ	5			
11	グラウンド整備用トンボ	24			

（施設３）大仙市太田テニスコート

＊備品等（Ⅰ種）　※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの。

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	エコテーブル(φ900×φ700)	5	○		
2	エコチェアー	16	○		
3	ベンチ	4		○	ステンレス　背もたれ有
4	ベンチ	12	○		ステンレス　背もたれ無
5	ベンチ	8	○		青色　背もたれ有
6	テニスネット	6	○		ポリエチレン製無結節
7	テニスネットポスト	12	○		φ76.3ステンレス製内蔵型
8	メッシュパラソル	3	○		φ2150,棒φ32×247
9	パラソル用ベース	4	○		φ405×H200,半径34
10	テニス審判台	6	○		単柱式SUS,ｽﾃﾝﾚｽ合金
11	スコアボード	6	○		H1600×L1250,移動式
12	長机	7	○		S54.12.24購入
13	パイプ椅子	26	○		
14	音響設備一式	1	○		
15	硬式用ネットサイドポール	11	○		
16	イベントテント	4	○		
17	ゴミかご	2	○		

＊　備品等（Ⅱ種）　※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	コート整備用ブラシ	12		○	
2	硬式用センターストラップ	6		○	

（施設４）大仙市太田多目的運動広場

＊備品等（Ⅰ種）　※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの。

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
	なし				

＊　備品等（Ⅱ種）　※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
	なし				

（施設５）大仙市太田体育館クラブハウス

＊備品等（Ⅰ種）　※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	座卓テーブル	5	○		
2	応接用椅子	19	○		
3	テレビ	1	○		パイオニア PDP503CMX　2002製
4	会議用椅子	52	○		
5	会議用机（長机）	20	○		会議室14、食堂6
6	会議用机（角机）	7	○		
7	食器棚	1	○		（1階給湯室）
8	エアコン（和室）	2	○		サンヨー
9	長椅子（更衣室）	10	○		ウチダＵＢ-144
10	ゴミ箱	18		○	大12、小6
11	脱衣カゴ	16		○	
12	洗面器	19		○	
13	全自動洗濯機	4	○		ナショナル2台、東芝1台、パナソニック1台
14	衣類乾燥機	4	○		東芝3台、ナショナル1台
15	スチール製2段ベッド	30	○		8人部屋（3室 各4ヶ）、12人部屋（3室 各6ヶ）
16	ﾛｯｶｰ(4人用ｳﾁﾀﾞ4連2号､900･515･1790)	6	○		8人部屋（3室 各2ヶ）
17	ﾛｯｶｰ(6人用ｳﾁﾀﾞ3連2号､900･515･1790)	18	○		更衣室（男女 各6ヶ）12人部屋（3室 各2ヶ）
18	アングル棚	3	○		450×1800（2階倉庫）
19	アングル棚	1	○		450×1200（2階廊下）
20	食卓テーブル	6	○		700×1200（食堂）
21	食卓テーブル	10	○		800×1100（食堂）
22	食卓テーブル	2	○		900×900（食堂）
23	パイプ椅子	15	○		
24	長机（会議用）	2	○		500×1800（2階倉庫）
25	長机（会議用）	1	○		600×1800（2階倉庫）
26	製氷機	1	○		ﾎｼｻﾞｷIM-45M（食堂）
27	冷蔵冷凍庫（厨房用）	1	○		ﾎｼｻﾞｷHRF-150A3（R2購入）
28	FFストーブ	1	○		サンポット（会議室）
29	壁掛け掲示板	1	○		
30	キャビネット	3	○		更衣室2、2階1（清掃用具用）
31	厨房内備品一式	1	○		
32	公衆電話	1	○		宿泊者用（ピンク）
33	電話台	1	○		
34	足付掲示板	1		○	
35	マガジンラック	1		○	パンフレット等掲示用
36	食堂イス運搬用台車	1		○	
37	案内看板	1		○	
38	ホワイトボード	2		○	
39	テレビ台（和室）	2		○	
40	食堂イス	50	○		
41	食堂テーブル（白）	1	○		ウチダ600×900
42	物品運搬用台車	2		○	
43	傘立て	2		○	
44	灰皿	2			ブリキ製
45	風呂用座椅子	8		○	

＊　備品等（Ⅱ種）　※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	スピーカー 一式	1	○		ONKYO（テレビ用）
2	デジタルチューナー	1	○		YAGI DTC30
3	冷蔵庫（利用者用）	1	○		DAEWOO DR-225W（食堂）
4	製氷機				ﾎｼｻﾞｷ　IM-55M（食堂）
5	冷凍冷蔵庫（厨房用）	1	○		ｼｬｰﾌﾟ　SJ-WA35G（2階廊下）
6	冷凍冷蔵庫（厨房用）	1	○		東芝 GR-22T（2階廊下）
7	冷凍冷凍室（厨房用）	1	○		大和341YS1（厨房）
8	冷凍庫（厨房・利用者用）	1	○		SANDEN N308RH（2階廊下）
9	テレビ	1		○	三菱 LCD40MLW1（食堂）
10	テレビ	2		○	シャープ アクオス（和室）
11	掃除機	1		○	三菱

（施設６）大仙市太田トレーニングセンター

＊備品等（Ⅰ種）　※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	長イス（ソファー）	1	○		
2	掃除機	1		○	三菱MC1700
3	脚立(アルミ 2m)	1		○	
4	刈払機	1	○		JAKE242かるがーる
5	ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ用ﾈｯﾄ	4	○		アシックス2、セノー2
6	得点板	1	○		
7	ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ支柱	4	○		ｾﾉｰDE-1051
8	審判台	1	○		TOEILIGHT B-818
9	片袖机	1	○		
10	テレビ台	1		○	
11	音響設備一式	1	○		ビクター
12	書庫（2段）	1		○	コクヨ
13	会議用イス	59	○		
14	イス運搬用台車	2	○		
15	会議用机	9	○		ライオン450×1800
16	コロナストーブ	1		○	
17	手押し式芝刈機	1	○		
18	事務椅子	1		○	肘当有
19	下足棚	2	○		PLUS 24人用
20	公衆電話	1	○		（ピンク）
21	キャビネット	1	○		コクヨ（掃除用具用）
22	長ベンチ	1	○		黒　背もたれ無
23	長ベンチ	1	○		茶　背もたれ有
26	テニスネット	1	○		
27	テニス支柱	2	○		
28	バドミントンネット	2	○		
29	バドミントン支柱	4	○		
30	ネット高さスケール	1		○	
31	バスケットボール	1		○	モルテン　SL77
32	ドッジボール	2		○	ミカサ
33	ハンドボール	2		○	
34	バレーボール	2		○	
35	バスケットリング調整棒	1	○		
36	バスケットリング調整クランク	2	○		
37	卓球台	4	○		
38	卓球ネット	2	○		
39	卓球ラケット	2		○	
40	テニスラケット	2		○	
41	体操用マット	5		○	
42	綱引きロープ	1		○	
43	簡易ステージ	14	○		
44	簡易ステージ用階段	2	○		
45	バドミントンラケット	4		○	
46	備品収納棚	1	○		（倉庫）
47	屋外用スピーカー	2		○	

＊備品等（Ⅱ種）　※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

	規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	事務室用電話機	1	○		パナソニックPM3（Fax付）
2	エンジン送風機	1	○		
3	卓球ラケット	2		○	

（施設７）大仙市立太田新興緑地広場

＊備品等（Ⅰ種）　※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの。

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
	なし				

＊　備品等（Ⅱ種）　※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
	なし				

（施設８）大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設

＊　備品等（Ⅰ種）　※市が調達し、指定管理者に貸与するもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	折り畳み椅子（厚型水色）	18	○		平成１０年
2	折り畳み椅子（厚型黒色）	21	○		
3	会議テーブル（白色）	7	○		平成１０年
4	会議テーブル（木目）	18	○		
5	ジェットヒーター（VAL6YDK）	2	○		平成１０年
6	ベンチ（屋外用木製）	2	○		平成１０年
7	ベンチ（屋内用木製）	3	○		
8	ベンチ（青色背もたれ無し）	1	○		
9	ベンチ（ステンレス背もたれ有り）	2	○		
10	ベンチ（青色プラスチック背もたれ有り）	5	○		
11	ベンチ（水色背もたれ有り）	2	○		
12	ピンク電話機（Pてれほん S）	1	○		平成１０年
13	片袖机	2	○		
14	書庫キャビネット	3			
15	キャビネット	1			
16	事務椅子	2			
17	ホワイトボード	2			
18	収納ラック（会議室倉庫用）	1			
19	木製椅子	4			
20	傘立て	1			
21	電話台	1			
22	ロッカー（4人用）	17			
23	案内標示板	1			
24	化粧台	3			
26	バキューム掃除機	1			
27	ゴミ箱（ブリキ）	2			
28	掛時計	3			

＊　備品等（Ⅱ種）　※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	ブルーヒーター(KDM-100F)	1			
2	掃除機（会議室用）	1			
3	温風ヒーター（管理室用）	1			
4	キャビネット（掃除用具用）	1			
5	ゴミ箱（プラスチック）大	3			

（施設９）大台スキー場　備品一覧

＊備品等（Ⅰ種）　※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの。

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	机（事務用）	7	○		
2	椅子（事務用）	7	○		
3	キャビネット（小）	4	○		
4	テレビ（19R2）	1	○		
5	救急用パイプベット	1	○		
6	ロッカー	5	○		（4名分×5）
7	パイプ椅子	30	○		
8	会議用長テーブル	10	○		
9	ＦＦストーブ(FF-182CT5)	2	○		
10	ＦＦストーブ(FF-10000T9A)	10	○		
11	長いす	6	○		
12	座テーブル	16	○		
13	場内放送設備一式	1	○		
14	ビジターハウス館内放送設備一式(TA1120)	1	○		
15	降雪機(C30R-1)1999年	1	○		ホース、ケーブル含
16	降雪機(SC30R)1998年	1	○		太田生活リゾート解散により
17	ポータブル発電機(EF1400)	4	○		太田生活リゾート解散により
18	トランシーバー(ﾊﾝﾃﾞｨ9、固定1)	10	○		太田生活リゾート解散により
19	レンタルスキー	50		○	太田生活リゾート解散により
20	レンタル用ポール	60		○	太田生活リゾート解散により
21	レンタル用スキーブーツ	50		○	太田生活リゾート解散により
22	レンタル用スノーボード	35		○	太田生活リゾート解散により
23	レンタル用スノーボードブーツ	60		○	太田生活リゾート解散により
24	スキーたて	5		○	太田生活リゾート解散により
25	ボードたて	2		○	太田生活リゾート解散により
26	スチール棚	4	○		太田生活リゾート解散により
27	刈払機	2		○	太田生活リゾート解散により
28	チエンソー	1		○	太田生活リゾート解散により
29	動噴(背負い)(KS13S)	1		○	
30	動噴(自動巻取機付SXL401)	1		○	
31	ｽｲｺｰﾀﾝｸ(消毒器用ﾀﾝｸ)500L	1	○		
32	除雪機(HS660)	2	○		
33	タイヤドーザーTCM850	1	○		H元 S10改 S1000827 秋田00ま4165
34	圧雪車　大原鉄工所DF400	1	○		H16 4871DE1002
35	圧雪車　大原鉄工所DF350	1	○		H24 4855DE5038
36	乗用草刈機 筑水ｷｬﾆｺﾑHeyMASA0	1	○		H27 CMX2502 1600228
37	ｽﾉｰﾓｰﾋﾞﾙ YAMAHA VK540Ⅲ	1	○		
38	ｽﾉｰﾓｰﾋﾞﾙﾊﾟﾄﾛｰﾙ仕様　ｶﾅﾀﾞBRP社SKANDIC	1	○		H27 WT600ACE YH2SFHGBXGR000329
39	ラミネーター	1	○		
40	湯沸かし器	2	○		
41	流し台	2	○		
42	掃除機	1	○		
43	ガス湯沸かし器	2	○		（シャワー用）
44	給油タンク	3		○	
45	熱線ヒーター	2	○		ビジターハウストイレ
46	熱線ヒーター	5	○		リフレッシュハウス
47	温水器	1	○		リフレッシュハウス
48	パソコン	1	○		太田生活リゾート解散により
49	プリンター	1	○		太田生活リゾート解散により
50	ＣＤﾌﾟ レーヤー	1	○		太田生活リゾート解散により
51	望遠鏡	1	○		太田生活リゾート解散により
52	レジスター	1		○	太田生活リゾート解散により
53	金庫	1		○	太田生活リゾート解散により
54	掛け時計	4		○	太田生活リゾート解散により
55	タイムレコーダー	1		○	太田生活リゾート解散により
56	温風ヒーター	2	○		太田生活リゾート解散により
57	給油タンク	7		○	太田生活リゾート解散により
58	ストーブ	6	○		太田生活リゾート解散により
59	ガソリン用携行缶	3		○	太田生活リゾート解散により
60	ライナーセッター	1		○	太田生活リゾート解散により

＊備品等（Ⅱ種）　※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
	なし				

（施設９）ロッジ・無料休憩所　備品一覧

＊備品等（Ⅰ種）　※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの。

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
1	ストッカー(H2318123)	1	○		
2	麺ゆで機	2	○		
3	麺ゆで機（小）	1	○		
4	フライヤー	1	○		
5	配膳台	4	○		
6	配膳台（冷蔵庫付）（667RT-1）	1	○		
7	1層シンク	3	○		
8	FF式温風ヒーター（厨房）（TOSHIBA CLIFTY）	1	○		
9	FF式温風ヒーター(屋外1台含む)(THOF184R)	4	○		
10	瞬間湯沸かし器(大)	1	○		
11	瞬間湯沸かし器(小)	1	○		
12	パネルヒーター（トイレ）	2	○		
13	パネルヒーター（厨房トイレ）	1	○		
14	ガス台	2	○		
15	テレビ(TOSHIBA)	1	○		
16	スチール棚	1	○		
17	ガス炊飯器	2	○		
18	電子レンジ	1	○		
19	座卓	5	○		
20	テーブル（750×1200mm）	27	○		
21	テーブル（620×1820mm）	7	○		
22	テーブル（600×1800mm）	7	○		
23	パイプ椅子	116	○		
24	椅子	100	○		
25	ベンチ椅子	6	○		
26	FFストーブ　サンポット　FF-7000	2	○		無料休憩所（雪嶺ハウス）
27	長机	8	○		〃
28	ビデオ	1	○		太田生活リゾート解散により
29	食券機（プレート食券）	1	○		太田生活リゾート解散により
30	ホットショーケース	1	○		太田生活リゾート解散により
31	電子スープジャー	1	○		太田生活リゾート解散により
32	電子保温ジャー	3	○		太田生活リゾート解散により
33	スチール棚	1	○		太田生活リゾート解散により

＊備品等（Ⅱ種）　※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

	備品名・規格	数量	更新時の責任分担		備　　考
			市	指定管理者	
	なし				

別紙４

大仙市加入プランは契約類型「２」です

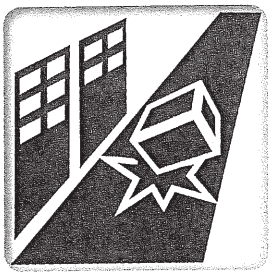

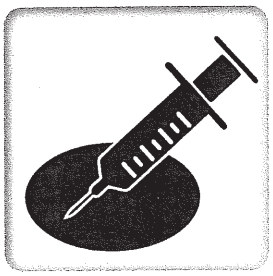

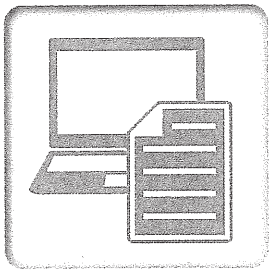

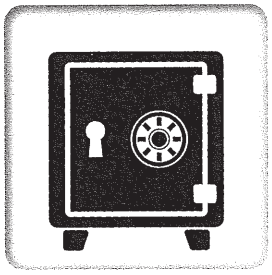

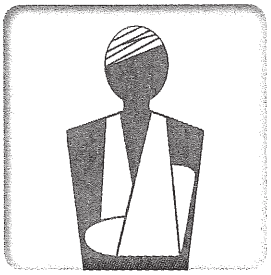

全国町村会
総合賠償補償保険制度のあらまし

2020年版

賠償責任保険

町村等が次の事故により、「住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損した場合」において、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

❶ 町村等が所有、使用または管理する自治体施設の瑕疵（かし）に起因する偶然な事故
❷ 町村等の業務遂行に起因する偶然な事故
❸ 町村等が自治体施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品に起因する偶然な事故
❹ 町村等が、住民等から受託する財物に起因する偶然な事故　　など

また、次の行為により町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

❶ 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
❷ 口頭、文書等の表示行為による名誉き損またはプライバシー侵害　など

保険の対象とする施設（自治体施設）

町村等施設	1. 事務所・建物	本庁舎、支所、出張所等の庁舎
	2. 学校教育施設	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および児童福祉法に基づく保育所
	3. 福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館、保健センター、特別養護老人ホーム等
	4. 保養施設	国民宿舎等
	5. 文化施設	公会堂、公民館、図書館、博物館等
	6. スポーツ施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等
	7. 産業施設	農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等
	8. 生活環境施設	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等
	9. 道路	道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路
	10. 公園	児童公園等
	11. 港湾・漁港	港湾施設および漁港施設
	12. 住宅施設	公営住宅、官舎等
	13. その他の施設	その他の建造物および工作物
対象とならない施設	医療施設	病院、診療所等の医療施設 療養型病床群等介護保険事業の医療施設 ただし、健診等の保健事業にかかる業務遂行に起因する場合を除きます。

賠償責任保険

保険の対象とする業務(自治体業務)

町村等業務	1. 町村等施設の保守・管理業務
	2. 自然公物の管理業務 (ただし、判決・和解などにより明らかに賠償責任がありと判断される場合にかぎります。)
	3. 学校教育業務
	4. 社会福祉業務
	5. 社会教育業務
	6. 社会体育業務
	7. 工事発注・施工等の業務
	8. 予防接種業務
	9. 健診等業務
	10. その他町村等の行う業務 (政策、事業または事務の企画、立案または策定を除きます。)
対象としない業務	1. 許可、認可、命令その他の行政処分
	2. 医療業務 (健診等の保健・福祉事業にかかる業務を除きます。)
	3. 消防、救急、治安または災害救助の業務
	4. 治山治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務またはそれらの企画、立案、策定に関する業務
	5. 強制執行または即時強制

保険の対象とする生産物(自治体生産物)

保険の対象とする施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品。
ただし、輸出生産物、医薬品・医療機材は除きます。
また、効能不発揮による賠償責任および自治体生産物自体に生じた損害の賠償責任は対象外です。

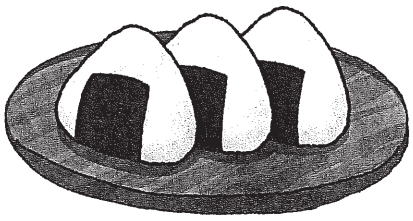

保険の対象とする受託物(自治体受託物)

保険の対象とする施設において、住民等から預り管理する受託物の損壊による、受託主に対する賠償責任を対象とします。現金・有価証券・美術品・骨董品・自動車等は対象外です。

指定管理者制度の取扱い

公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に行わせた場合において、町村等に賠償責任が発生する場合には、町村等の責任部分は本保険の対象となります。また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、2011年6月1日より、指定管理者そのものを被保険者とみなし、町村等の責任と同様に本保険で対象となりますが、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとし、本保険の対象外となります。

契約類型別保険金額および保険料分担金率

1. 契約類型別保険金額（限度額）

（取扱上の注意事項）

(1)賠償責任保険と補償保険は、併せて保険金が支払われます。

(2)予防接種保険においては、「予防接種賠償責任保険（A保険）、「法定救済措置費用保険（B保険）」および「行政措置災害補償保険（C保険）」がセットとなっています。

(3)補償保険の入院・通院日数による保険金額は下表のとおりです。入院保険金と通院保険金の両方の支払いはできませんので、入院と通院を伴う傷害の場合は、どちらか一方を請求してください。

賠償責任保険（身体賠償）

契約類型	保険金額	
	1名	1事故(※)
5,000万円型	5,000万円	5億円
1億円型	1億円	10億円
1.5億円型	1.5億円	15億円
2億円型	2億円	20億円
3億円型	3億円	30億円

（※）土砂災害に起因する事故に関しては、1名あたり保険金額の3倍が限度となります。

賠償責任保険（財物賠償）

契約類型	保険金額
	自己負担額なし（免責金額）
1,000万円型	1,000万円
2,000万円型	2,000万円
1億円型	1億円

健診賠償保険

保険金額
医療行為上の事故
対人1事故　1億円
年間総額　3億円
自己負担額　なし

医療施設(※)の事故
対人1名　1億円 対人1事故　2億円 対物1事故　1千万円
自己負担額　なし

（※）保健・福祉事業の医療等業務を行う場合にのみ対象となります。

予防接種保険（賠償責任保険にセット）

A保険（賠償責任保険）

支払限度額	
1事故につき	保険期間中
1億円 自己負担額（免責金額）なし	3億円 自己負担額（免責金額）なし

B保険（法定救済措置費用保険）

	保険金額	
	死亡保険金	障害保険金
A類疾病および臨時接種	1,100.0万円	1級 1,100.0万円 2級 732.5万円 3級 559.0万円
B類疾病	生計維持者の場合 548.9万円 生計維持者以外の場合 183.3万円	1級 548.9万円 2級 365.9万円
新たな臨時接種	生計維持者の場合 855.0万円 生計維持者以外の場合 642.5万円	1級 855.0万円 2級 569.4万円 3級 434.3万円

C保険（行政措置災害補償保険）

保険金額	
死亡補償保険金	障害補償保険金
4,400万円	1級 4,400万円 2級 2,929.9万円 3級 2,236.7万円

B保険とC保険の保険金額は2019年4月1日時点のものです。

個人情報漏えい保険

賠償責任

契約型	年間支払限度額
1億円型	1億円
2億円型	2億円

対応費用（プロテクト費用）

1事故	年間支払限度額
1,000万円	3,000万円

※精神的苦痛に対する賠償は個人情報1件につき30万円限度。
※対応費用は縮小てん補割合90%。

補償保険（医療補償保険を含みます。）

契約類型	保険金額			
	死亡	後遺障害	入院	通院
Ⅰ型	200万円	8万円～200万円	1万円～15万円	1万円～6万円
Ⅱ型	500万円	20万円～500万円	1万円～15万円	1万円～6万円
Ⅲ型	500万円	20万円～500万円	2万円～30万円	0.5万円～12万円

入院医療補償保険金の内訳

入院日数	Ⅰ・Ⅱ型	Ⅲ型
1～5日	1万円	2万円
6～15日	3万円	6万円
16～30日	6万円	12万円
31～60日	9万円	18万円
61～90日	12万円	24万円
91日以上	15万円	30万円

通院医療補償保険金の内訳

通院日数	Ⅰ・Ⅱ型	Ⅲ型
1～5日	—	0.5万円
6～15日	1万円	2万円
16～30日	3万円	6万円
31～60日	4.5万円	9万円
61日以上	6万円	12万円

公金総合保険

保険金額
一般会計歳入額の20%

2.契約類型番号および保険料分担金率（1年間につき住民1人あたり）

大仙市
加入プラン

以下の契約類型から1種類を選択して加入してください。

契約類型	身体賠償	財物賠償	健診賠償	予防接種	公金総合	補償保険	個人情報	対応費用	保険料分担金率
1	5,000万円	1,000万円	○	○	○	－	1億円	○	48.4円
2	5,000万円	1,000万円	○	○	○	Ⅰ型	1億円	○	56.4円
3	1億円	2,000万円	○	○	○	Ⅰ型	1億円	○	67.9円
4	1億円	2,000万円	○	○	○	Ⅱ型	1億円	○	75.4円
5	1.5億円	2,000万円	○	○	○	Ⅰ型	1億円	○	76.5円
6	1.5億円	2,000万円	○	○	○	Ⅱ型	1億円	○	84.0円
7	2億円	2,000万円	○	○	○	Ⅱ型	2億円	○	87.2円
8	2億円	2,000万円	○	○	○	Ⅲ型	2億円	○	91.8円
9	2億円	1億円	○	○	○	Ⅲ型	2億円	○	93.1円
10	3億円	1億円	○	○	○	Ⅲ型	2億円	○	100.8円

近年、損害賠償事故の認定損害額は高額化しております。この機会に、高額賠償事故への備えとして十分な保険金額の契約類型へのご加入をご検討ください。

保険期間

契約は2020年6月1日午前0時から2021年5月31日午後12時までの1年間です。
なお、保険期間の中途で契約類型を変更する場合には、町村等が保険料分担金を都道府県町村会に送金した日の午後4時から2021年5月31日午後12時までとなります。

加入手続き

本保険に加入を希望する町村等は、前述の「契約類型」をご参照のうえ、契約類型を1つ選択してください。
保険期間開始前に「加入依頼書」に所定事項を記入し、保険料分担金を添えて都道府県町村会あてに送付してください。

保険料分担金の算出

本保険に加入する町村等は、加入時点（6月1日更新加入の場合は4月1日現在）で把握される「住民基本台帳」に基づく人口統計による住民の数に保険料分担金率を乗じて算出してください。

（注）加入後、町村人口に増減があったとしてもその年度における保険料分担金の精算は行いません。

（注）都道府県町村会が保険料分担金を受領後、領収印を押印した加入依頼書の町村返送用が返送されます。これは保険料分担金領収書兼加入証の役割を果たしますので、大切に保管してください。

なお、予算措置等のやむを得ない事情により、後日契約類型を変更する場合には、再度「加入依頼書（様式第1号）」に所定事項を記入し、変更前後の保険料分担金率の差を未経過月数で月割した額に保険期間開始時の住民数を乗じた金額を記入のうえ、都道府県町村会へ提出するとともに、追加保険料を送金してください。

計算例

「契約類型8」に加入する場合、その町の人口が10,866人であれば、払い込む1年間の保険料分担金は以下のとおりです。

「契約類型8」＝ **91.8**円

10,866人 × **91.8**円 ＝ 997,498.8 ≒ **997,499**円
（円未満四捨五入）

計算例

「契約類型8」から「契約類型10」に変更する場合（10月3日付け）

・未経過期間＝10月3日から5月31日まで（**8か月**）

・未経過期間に対応する保険料分担金

変更前：「契約類型 8」＝ **91.8**円

変更後：「契約類型10」＝ **100.8**円

（**100.8**円 － **91.8**円）× 8/12＝**6.0**円
（10銭未満四捨五入）

10,866人 × **6.0**円 ＝ **65,196**円
（住民数）（追加保険料）

事故が発生した場合〈事務対応手続の事務フロー〉

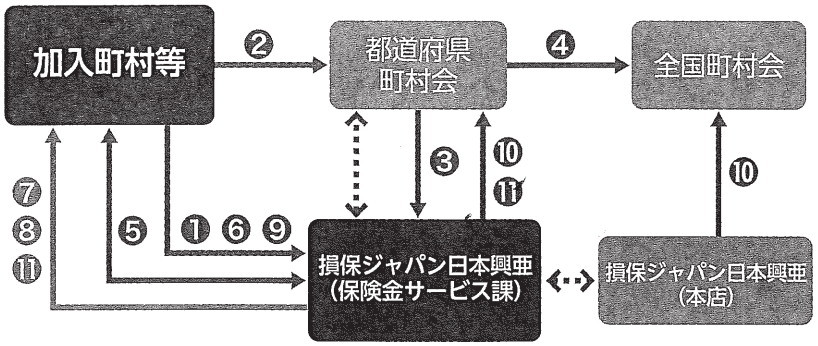

❶ 事故連絡（電話）
❷「事故報告書」ⒶⒷⒸを送付
❸「事故報告書」Ⓐを送付
❹「事故報告書」Ⓒを送付
❺ 事故調査・打合せ
❻ 保険金請求
❼ 保険金支払い
❽ 保険金送金ご案内
❾ 補償金領収書（補償保険の場合）
❿ 支払保険金明細書
⓫ 対象外事故通知書
打ち合わせ・連絡等

●万一事故が発生した場合は、ただちにお近くの損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課まで電話でご連絡ください。

●被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。
※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

●示談交渉および個人情報漏えい対応費用の支払いは、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金・対応費用等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●賠償保険金として支払いの対象となるものは次のとおりです。
①被害者に対する損害賠償金（示談金または判決額）
②損害防止軽減・緊急措置に要した費用（個人情報漏えい保険は対象外）
③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬（損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。）、 第三者に対する求償権の保全に要した費用、等

引受幹事保険会社・取扱代理店　連絡先

引受幹事保険会社　損害保険ジャパン日本興亜株式会社　団体・公務開発部第三課
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1　TEL 03-3349-9588

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の許可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

取扱代理店　株式会社千里
〒100-0014　東京都千代田区永田町1-11-32　全国町村会館西館内　TEL 03-5512-4750

このあらましは概要を説明したものです。詳細につきましては、「全国町村会総合賠償補償保険制度の手引」をご参照くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、このあらましに記載の内容は2019年8月時点のものです。規定・法令の改定などにより変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

【資料】

（施設1）大仙市太田体育館の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
利用件数（件）		875	749	880	
利用者数（人）		15,094	13,919	15,150	
利用料収入等	利用料金収入（円）	242,280	419,407	285,000	
	その他の収入（円）	0	0	0	
	自動販売機収入（円）	85,671	83,860	85,000	3年平均
	自動販売機電気料（円）	39,809	44,962	40,000	3年平均
収入合計（円）		367,760	548,229	410,000	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
人件費	賃金（非課税項目）	4,951,556	5,249,993	6,070,896	管理者、管理人賃金
	社会保険料（非課税項目）	851,278	1,064,632	1,027,053	
需用費	指定管理施設の電気料	1,227,168	1,083,993	1,188,000	（施設全体の電気料）－（自動販売機電気料）
	自動販売機電気料	39,809	44,962	40,000	
	上下水道料	155,534	128,348	180,000	
	燃料費	436,518	281,181	478,800	ガソリン、灯油代
	修繕料	0	98,750	100,000	
	消耗品費	433,923	605,877	455,000	
役務費	電話料	55,306	62,409	66,000	
	郵便料	23,844	14,464	23,000	全スポーツ施設分
	保険料（非課税項目）	45,180	44,760	42,577	賠償責任保険（積算せず）
委託料		300,437	797,769	746,000	R2暖房保守点検実施予定
使用料及び賃借料		163,794	170,068	165,000	コピー機リース料（積算せず） モップ賃借料 NHK受信料
備品購入費		0	0	0	
消費税（非課税項目）		443,875	519,810	474,000	租税公課費（積算せず）
計		9,128,222	10,167,015	11,056,326	

（施設2）大仙市営太田球場の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
利用件数（件）		278	282	270	
利用者数（人）		10,790	11,903	11,030	
利用料収入等	利用料金収入（円）	348,574	432,274	338,000	
	その他の収入（円）	0	0	0	
	自動販売機収入（円）	59,792	53,581	53,000	３年平均
	自動販売機電気料（円）	23,396	28,464	24,000	３年平均
収入合計（円）		431,762	514,319	415,000	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
人件費	賃金（非課税項目）	1,992,484	2,296,010	2,746,614	管理人賃金
	社会保険料（非課税項目）	216,112	220,285	332,512	
需用費	指定管理施設の電気料	2,556,519	2,143,212	2,400,000	（施設全体の電気料）－（自動販売機電気料）
	自動販売機電気料	23,396	28,464	24,000	
	上下水道料	32,385	29,091	32,000	
	燃料費	136,300	143,949	146,055	軽油、ガソリン代
	修繕料	208,757	236,387	201,000	施設、車両修繕（R2軽トラック車検なし）
	消耗品費	266,328	304,685	330,000	
役務費	電話料	30,645	33,574	36,000	
	郵便料	0	0	0	
	保険料（非課税項目）	19,410	19,680	19,570	賠償責任保険（積算せず）
委託料		299,640	286,931	283,500	
使用料及び賃借料		74,437	57,907	70,000	
備品購入費		0	0	0	
消費税（非課税項目）		197,571	247,827	208,000	租税公課費（積算せず）
計		6,053,984	6,048,002	6,829,251	

（施設3）大仙市太田テニスコートの利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
利用件数（件）		732	748	740	
利用者数（人）		10,803	10,940	11,130	
利用料収入等	利用料金収入（円）	509,565	640,479	573,000	
	その他の収入（円）	0	0	0	
	自動販売機収入（円）	44,107	52,009	48,000	３年平均
	自動販売機電気料（円）	18,244	26,765	20,000	３年平均
収入合計（円）		571,916	719,253	641,000	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
人件費	賃金（非課税項目）	439,600	457,020	287,040	管理人賃金 繁忙期人夫賃
	社会保険料（非課税項目）	0	0	2,585	
需用費	指定管理施設の電気料	0	0	0	野球場に含む
	自動販売機電気料	18,244	26,765	20,000	
	上下水道料	11,185	11,163	12,000	
	燃料費	0	0	0	
	修繕料	35,900	56,863	200,000	
	消耗品費	60,681	86,908	99,000	
役務費	電話料	0	0	0	
	郵便料	0	0	0	
	保険料（非課税項目）	2,310	1,900	2,300	賠償責任保険（積算せず）
委託料		19,600	21,100	21,700	
使用料及び賃借料		0	0	0	
備品購入費		0	0	0	
消費税（非課税項目）		32,895	43,956	39,874	租税公課費（積算せず）
計		620,415	705,675	684,499	

（施設4）大仙市太田多目的運動広場の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
利用件数（件）		33	30	30	
利用者数（人）		815	693	780	
利用料収入等	利用料金収入（円）	944	0	1,000	見込み
	その他の収入（円）	0	0	0	
	自動販売機収入（円）	0	0	0	
	自動販売機電気料（円）	0	0	0	
収入合計（円）		944	0	1,000	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
人件費	賃金（非課税項目）	5,810	17,710	14,352	繁忙期人夫賃
	社会保険料（非課税項目）	0	0	130	
需用費	指定管理施設の電気料	0	0	0	
	自動販売機電気料	0	0	0	
	上下水道料	12,102	11,163	14,400	
	燃料費	0	0	0	
	修繕料	0	0	5,000	
	消耗品費	17,956	5,556	12,000	
役務費	電話料	0	0	0	
	郵便料	0	0	0	
	保険料（非課税項目）	130	130	130	賠償責任保険（積算せず）
委託料		0	0	0	
使用料及び賃借料		0	0	0	
備品購入費		0	0	0	
消費税（非課税項目）		1,738	1,893	1,964	租税公課費（積算せず）
計		37,736	36,452	47,976	

（施設5）大仙市太田体育館クラブハウスの利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
利用件数（件）		125	83	130	
利用者数（人）		4,040	2,524	3,830	うち宿泊 一般 200人 学生 1,200人 生徒児童 200人
利用料収入等	利用料金収入（円）	8,239,796	7,430,475	3,200,000	H30、R1実績は賄い収入含む
	賄い収入（円）	0	0	4,560,000	朝・夕食1,600人 昼食 1,100人
	自動販売機収入（円）	36,748	26,788	33,000	（過去3年平均）
	自動販売機電気料（円）	56,309	60,773	64,000	
収入合計（円）		8,332,853	7,518,036	7,857,000	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
人件費	賃金（非課税項目）	3,003,636	2,966,556	3,828,600	管理人賃金は体育館に含む 賄い4人、清掃2人、宿直1人
	社会保険料（非課税項目）	252,277	263,931	84,458	
需用費	指定管理施設の電気料	1,034,675	780,201	948,000	（施設全体の電気料）－（自動販売機電気料）
	自動販売機電気料	56,309	60,773	64,000	
	上下水道料	0	0	0	（体育館に含む）
	燃料費	864,607	668,577	650,000	灯油、ガス代 送迎車燃料代 （温泉部門のため積算せず）
	修繕料	42,440	205,736	100,000	
	消耗品費	242,753	262,575	251,000	
役務費	電話料	97,079	99,367	99,000	電話・インターネット
	郵便料	0	3,207	0	体育館に含む
	保険料（非課税項目）	91,700	92,900	92,900	食品賠償共済 食品営業賠償責任保険 賠償責任保険（積算せず）
委託料		389,700	392,000	378,000	
使用料及び賃借料		791,066	781,939	775,000	
備品購入費		0	0	0	
消費税（非課税項目）		279,071	251,370	270,000	租税公課費（積算せず）
賄い材料費		1,797,205	1,691,006	1,824,000	
計		8,942,518	8,520,138	9,364,958	

（施設6）大仙市太田トレーニングセンターの利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
利用件数（件）		399	357	420	
利用者数（人）		5,061	3,500	4,600	
利用料収入等	利用料金収入（円）	17,546	77,166	38,000	
	その他の収入（円）	0	0	0	
	自動販売機収入（円）	21,617	22,248	23,000	３年平均
	自動販売機電気料（円）	23,589	25,713	23,000	３年平均
収入合計（円）		62,752	125,127	84,000	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
人件費	賃金（非課税項目）	2,116,727	2,279,061	2,231,736	管理人賃金
	社会保険料（非課税項目）	256,972	328,561	583,655	
需用費	指定管理施設の電気料	409,625	314,161	384,000	（施設全体の電気料）－（自動販売機電気料）
	自動販売機電気料	23,589	25,713	23,000	
	上下水道料	16,778	16,734	18,000	
	燃料費	52,559	32,768	60,735	
	修繕料	7,407	46,269	10,000	
	消耗品費	46,349	32,997	47,000	消火器詰替えR2実施予定
役務費	電話料	38,221	42,035	38,400	
	郵便料	0	0	0	
	保険料（非課税項目）	12,140	12,050	12,150	賠償責任保険（積算せず）
委託料		58,300	10,000	60,000	
使用料及び賃借料		35,100	32,400	36,000	モップ賃借料
備品購入費		0	0	0	
消費税（非課税項目）		149,463	183,934	170,000	租税公課費（積算せず）
計		3,223,230	3,356,683	3,674,676	

（施設7）大仙市立太田新興緑地広場の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
利用件数（件）		43	41	45	
利用者数（人）		1,523	1,231	1,380	
利用料収入等	利用料金収入（円）	0	8,796	2,000	見込み
	その他の収入（円）	0	0	0	
	自動販売機収入（円）	0	0	0	
	自動販売機電気料（円）	0	0	0	
収入合計（円）		0	8,796	2,000	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
人件費	賃金（非課税項目）	17,430	23,100	14,352	管理人賃金は南部地区公園、横沢東農村公園に含む 繁忙期人夫賃
	社会保険料（非課税項目）	0	0	0	
需用費	指定管理施設の電気料	0	0	0	R2まで市で直接支払い R3から指定管理料へ積算
	自動販売機電気料	0	0	0	
	上下水道料	0	0	0	
	燃料費	1,844	3,500	6,035	ガソリン、混合油
	修繕料	0	0	5,000	小破修繕
	消耗品費	11,706	16,634	20,000	
役務費	電話料	0	0	0	
	郵便料	0	0	0	
	保険料（非課税項目）	130	130	130	賠償責任保険（積算せず）
委託料		0	0	0	
使用料及び賃借料		0	0	0	
備品購入費		0	0	0	
消費税（非課税項目）		1,951	2,547	1,866	租税公課費（積算せず）
計		33,061	45,911	47,383	

（施設8）大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
利用件数（件）		578	402	550	
利用者数（人）		14,337	11,280	14,490	
利用料収入等	利用料金収入（円）	308,324	354,422	280,000	
	その他の収入（円）	0	0	0	
	自動販売機収入（円）	38,500	40,842	36,000	見込み
	自動販売機電気料（円）	46,379	46,136	41,000	見込み
収入合計（円）		393,203	441,400	357,000	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	備　　考
人件費	賃金（非課税項目）	11,250	54,400	0	（野球場、体育館に含む）
	社会保険料（非課税項目）	0	0	0	
需用費	指定管理施設の電気料	700,384	518,804	708,000	（施設全体の電気料）－（自動販売機電気料）
	自動販売機電気料	46,379	46,136	41,000	
	上下水道料	41,383	34,962	33,600	
	燃料費	138,430	110,200	140,035	灯油、ガソリン代
	修繕料	33,800	205,800	50,000	
	消耗品費	31,554	23,417	70,000	
役務費	電話料	28,399	28,190	30,000	
	郵便料	0	0	0	
	保険料（非課税項目）	7,210	6,590	6,890	賠償責任保険（積算せず）
委託料		70,800	50,200	60,000	
使用料及び賃借料		23,400	21,600	21,000	
備品購入費		0	0	0	
消費税（非課税項目）		9,571	27,480	13,300	租税公課費（積算せず）
計		1,142,560	1,127,780	1,173,825	

（施設9）大仙市大台スキー場（大仙市営太田スキー場）施設の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項　目		平成30年度	令和元年度	令和２年度見込み	備　　考
利用件数（件）		22,023	2,202	20,300	
利用者数（人）		22,023	2,202	20,300	
利用料収入等	利用料金収入（円）	24,194,306	9,812,901	24,848,537	
	施設利用収入（円）	82,083	23,018	89,000	リフト以外の施設利用
	レンタル収入（円）	3,447,348	467,034	3,397,000	スキー用品レンタル料
	自動販売機収入（円）	79,852	15,692	80,000	スキー場・ロッジ自販機（8台）
	自動販売機電気料（円）	108,872	99,384	96,000	
	ロッジ収入	6,830,099	1,159,393	7,219,000	ロッジ食堂・売店収入
収入合計（円）		34,742,559	10,418,029	35,729,538	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項　目		平成30年度	令和元年度	令和２年度見込み	備　　考
人件費	賃金（非課税項目）	18,045,421	9,599,142	24,815,000	
	社会保険料（非課税項目）	882,206	900,195	1,284,000	
需用費	指定管理施設の電気料	6,924,373	3,919,339	6,314,000	
	自動販売機電気料	108,872	99,384	96,000	
	燃料費	2,267,907	234,208	2,962,000	
	修繕料	492,213	839,668	778,000	
	印刷製本	339,519	27,655	310,760	
	消耗品費	1,909,752	702,977	1,674,000	
役務費	通信運搬	236,666	303,467	238,000	
	広告料	624,525	696,774	670,000	
	手数料	443,849	384,955	530,000	税理士手数料は積算せず（160千円）
	保険料（非課税項目）	903,850	730,890	427,000	自主事業（スキー学校）関係の保険料¥97,000は積算せず
委託料		1,578,692	1,562,635	1,649,191	
使用料及び賃借料		725,630	349,317	502,820	
負担金		205,000	186,364	186,364	索道協会負担金（積算せず）
消費税（非課税項目）		1,997,398	710,646	2,050,901	（積算せず）
シーズン券返金			6,688,901		シーズン券の返金
仕入高		3,195,590	588,154	3,358,000	食堂・売店販売物の原価
計		40,881,462	28,524,671	47,846,036	

（施設10）太田交流の森太田レクリエーションの森施設の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	備　　考
利用件数（件）		0	7	4	5月～11月の無料休憩所利用
利用者数（人）		0	85	43	
利用料収入等	利用料金収入（円）				スキー場に積算
	その他の収入（円）				
	自動販売機収入（円）				
	自動販売機電気料（円）				
収入合計（円）					

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項　目		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	備　　考
人件費	賃金（非課税項目）	3,741,940	3,321,806	3,154,128	見込みは３年平均
	社会保険料（非課税項目）	693,707	761,335	580,770	
需用費	指定管理施設の電気料				スキー場に積算
	自動販売機電気料				
	上下水道料				
	燃料費	431,168	231,319	269,882	
	修繕料	328,246	23,156	224,728	
	消耗品費	288,382	185,067	262,114	
役務費	電話料				スキー場に積算
	郵便料				
	保険料（非課税項目）				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
消費税（非課税項目）					
計		5,483,443	4,522,682	4,491,621	

◎基準費用額

（施設１）大仙市太田体育館

項目	項目	金額（円）	積算根拠
利用料収入等 （税抜き）	利用料金収入	288,000	体育館　285,000円 多目的運動広場　1,000円 新興緑地広場　2,000円 （過去3年平均）
	自動販売機収入	85,000	（過去3年平均）
	自動販売機電気料	40,000	@3,300円×12ヶ月=39,600円
	小計	**413,000**	①

項目	項目	金額（円）	積算根拠
年間維持 管理費用 （税抜き）	人件費	**9,650,000**	
	賃金※	8,649,000	・統括管理者（スポーツ施設全般） @897円×8ｈ×1人×264日＝1,894,464円 ・事務取扱者（スポーツ施設全般） @897円×8ｈ×1人×264日＝1,894,464円 ・整備作業責任者（スポーツ施設全般） @897円×8ｈ×1人×264日＝1,894,464円 ・整備作業員（スポーツ施設全般） @836円×4ｈ×3人×150日＝1,504,800円 ・外構作業員（スポーツ施設全般） @952円×4h×2人×80日＝609,280円 ・時間外勤務（合宿、テニスナイター等） @897円×1.25×4ｈ×190日＝852,150円
	社会保険料※	1,001,000	・統括管理者、事務取扱者、整備責任者分 @(健保9,632円+厚年14,640円+子拠544円)×12ヶ月×3人＝893,736円 ・統括管理者、整備責任者、整備作業員、外構作業員分 雇用保険料(賃金×6/1000)51,897円 労災保険料(賃金×3/1000)25,948円 ・統括管理者、整備責任者分 健康診断　@10,000×3人= 30,000円
	需用費	**2,401,000**	
	指定管理施設の電気料	1,188,000	@99,000円×12ヶ月=1,188,000円 （施設全体－自動販売機）
	自動販売機電気料	40,000	@3,300円×12ヶ月=39,600円
	上下水道料	194,000	体育館 @15,000円×12ヶ月=180,000円 多目的運動広場@1,800円×8ヶ月 =14,400円
	燃料費	484,000	灯油　@85.0円×5,000㍑=425,000円 ガソリン@134.5円×　430㍑= 57,835円 混合油　@200.0円×　10㍑=　2,000円
	修繕料	45,000	施設設備修繕料 体育館　45,000円
	消耗品費	450,000	施設管理運営消耗品　450,000円 （太田体育館、太田球場、太田テニスコート、太田トレーニングセンターを含む）

年間維持管理費用（税抜き）	役務費	159,000	
	電話料	134,000	・電話料@5,500円×12ヶ月=66,000円 ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ利用料金 @5,700円×12ヶ月=68,400円
	郵便料	23,000	太田地域全スポーツ施設分
	手数料	2,000	自販機設置手数料　2,400円
	委託料	564,000	防火設備保守点検業務委託　30,000円 上水塩素濃度管理業務委託　43,000円 受水槽保守点検業務委託　56,600円 暖房保守点検委託料（R4、R6実施予定） @520,000円×2回／5年=208,000円 体育館ワックスがけ等　107,000円 産業廃棄物処理業務委託（ｽﾎﾟｰﾂｴﾘｱ全般） 120,000円
	使用料及び借り上げ料	87,000	NHK受信料（1台）　13,500円 清掃用具（モップ等）借上げ　70,200円 機械借上料　4,000円
	小計	12,861,000	②

差引額②－①	12,448,000	③
消費税（③×１０％）	1,244,800	④
令和3年度以降の基準費用額	13,692,800	③＋④

注１：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額　　（施設２）大仙市営太田球場

項目	項目	金額（円）	積算根拠
利用料収入等（税抜き）	利用料金収入	338,000	（過去3年平均）
	自動販売機収入	53,000	（過去3年平均）
	自動販売機電気料	24,000	@3,000円×8ヶ月=24,000円
	小計	**415,000**	①

項目	項目	金額（円）	積算根拠
年間維持管理費用（税抜き）	人件費	**0**	（体育館に含む）
	賃金※	0	
	社会保険料※	0	
	需用費	**2,822,000**	
	指定管理施設の電気料	2,400,000	@202,000円×12ヶ月-(自販機電気料24,000円) =2,400,000円
	自動販売機電気料	24,000	@3,000円×8ヶ月=24,000円
	上下水道料	32,000	@4,000円×8ヶ月=32,000円
	燃料費	146,000	軽油　@122.5円×270ﾘｯﾄﾙ= 33,075円 ガソリン@134.5円×840ﾘｯﾄﾙ=112,980円
	修繕料	220,000	施設設備修繕料　150,000円 軽トラック車検代（R3、R5、R7年） @100,000円×3回／5年　=60,000円 軽トラ12か月点検　10,000円
	消耗品費	0	（体育館に含む）
	役務費	**40,000**	
	電話料	36,000	@3,000円×12ヶ月=36,000円
	手数料	4,000	自販機設置手数料（2台）　4,800円
	委託料	283,000	消防設備保守点検業務委託　20,000円 防火対象物定期点検業務委託　20,000円 自動扉保守点検業務委託　22,000円 特定電気設備点検業務委託　141,000円 上水塩素濃度管理業務委託 @11,500円×7ヶ月=80,500円
	使用料及び借り上げ料	70,000	清掃用具（モップ等）借上げ　60,000円 機械借上げ（動噴、草刈機等）　10,000円
	小計	**3,215,000**	②

差引額②－①	**2,800,000**	③
消費税（③×１０％）	**280,000**	④
令和3年度以降の基準費用額	**3,080,000**	③＋④

注１：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額

（施設３）大仙市太田テニスコート

項目	項目	金額（円）	積算根拠
利用料収入等（税抜き）	利用料金収入	573,000	（過去3年平均）
	自動販売機収入	48,000	（過去3年平均）
	自動販売機電気料	20,000	@2,500円×8ヶ月=20,000円
	小計	**641,000**	①

項目	項目	金額（円）	積算根拠
年間維持管理費用（税抜き）	人件費	**0**	（体育館に含む）
	賃金※	0	
	社会保険料※	0	
	需用費	**532,000**	
	指定管理施設の電気料	0	（野球場に含む）
	自動販売機電気料	20,000	@2,500円×8ヶ月=20,000円
	上下水道料	12,000	@1,500円×8ヶ月=12,000円
	修繕料	500,000	施設設備修繕料（人工芝部分修繕等）
	消耗品費		（体育館に含む）
	役務費	**2,000**	
	手数料	2,000	自販機設置手数料　2,400円
	委託料	21,000	上水塩素濃度管理 @3,100円×7ヶ月=21,700円
	小計	**555,000**	②

差引額②－①	▲ **86,000**	③
消費税（③×１０％）	▲ **8,600**	④
令和3年度以降の基準費用額	▲ **94,600**	③＋④

注１：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額　　（施設４）大仙市太田多目的運動広場

項目	項目	金額（円）	積算根拠
利用料収入等（税抜き）	利用料金収入	0	見込み　1,000円（体育館に含む）
	小計	**0**	①

項目	項目	金額（円）	積算根拠
年間維持管理費用（税抜き）	人件費	**0**	（体育館に含む）
	賃金※	0	
	社会保険料※	0	
	需用費	**0**	（体育館に含む）
	上下水道料	0	
	修繕料	0	
	消耗品費	0	
	使用料及び借り上げ料	0	
	小計	**0**	②

差引額②－①	**0**	③
消費税（③×１０％）	**0**	④
令和3年度以降の基準費用額	**0**	③＋④

注１：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額　　（施設５）大仙市太田体育館クラブハウス

項目	項目	金額（円）	積算根拠
利用料収入等 （税抜き）	利用料金収入	3,200,000	一般　　@2,500円×　200人=　500,000円 学生　　@2,000円×1200人=2,400,000円 生徒児童@1,500円×　200人=　300,000円
	その他の収入	3,630,000	朝食　@800円×1,300人=1,040,000円 昼食　@800円×　800人　=640,000円 夕食@1,500円×1,300人=1,950,000円
	自動販売機収入	33,000	（過去3年平均）
	自動販売機電気料	64,000	@2,700円×2台×12ヶ月=64,800円
	小計	**6,927,000**	①

項目	項目		金額（円）	積算根拠
年間維持 管理費用 （税抜き）	人件費		**2,902,000**	
		賃金※	2,877,000	・賄人@836円×4人×8h×80日 =2,140,160円 ・清掃人@836円×2人×3h×80日=401,280円 ・宿直人@4,200円×1人×80日　=336,000円
		社会保険料※	25,000	・賄人 雇用保険料（6/1000）12,841円 労災保険料（3/1000）　6,421円 ・清掃人 雇用保険料（6/1000）2,408円 労災保険料（3/1000）1,204円 ・宿直人 雇用保険料（6/1000）　2,016円 労災保険料（3/1000）　1,008円
	需用費		**1,752,000**	
		指定管理施設の電気料	948,000	@79,000円×12ヶ月=948,000円 （施設全体－自動販売機）
		自動販売機電気料	64,000	@2,700円×2台×12ヶ月=64,800円
		上下水道料	0	（体育館に含む）
		燃料費	650,000	ガス基本料金@1,080円×12ヶ月=12,960円 ガス　@409円×　80㎥×12ヶ月=392,640円 灯油@85.0円×240ﾘｯﾄﾙ×12ヶ月=244,800円
		修繕料	40,000	施設設備修繕料（3年平均）
		消耗品費	50,000	施設運営消耗品 （調理・衛生清掃等）50,000円

年間維持管理費用（税抜き）	役務費		**89,000**	
		電話料	31,000	電話料金　@2,600円×12ヶ月=31,200円
		保険料※	54,000	食品営業賠償共済　9,000円 食品営業賠償責任保険　45,000円
		手数料	4,000	自販機設置手数料（2台）　4,800円
	委託料		378,000	ボイラー保守管理業務委託　85,000円 冷暖房保守管理業務委託　181,000円 自動ドア管理業務委託　22,000円 消防設備管理業務委託　20,000円 水質検査業務委託　8,000円 ワックスがけ　62,000円
	使用料及び借り上げ料		762,000	寝具リース　700,000円 清掃用具（モップ等）借上げ　31,000円 NHK受信料（1台）　13,500円 その他借上げ（ﾚﾝﾀｶｰ等）　10,000円
	賄材料費		1,452,000	朝@320円×1,300食 =416,000円 昼@320円×　800食 =256,000円 夕@600円×1,300食 =780,000円
	小計		**7,335,000**	②

差引額②－①	**408,000**	③
消費税（③×１０％）	**40,800**	④
令和3年度以降の基準費用額	**448,800**	③＋④

注１：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額

（施設６）大仙市太田トレーニングセンター

項目	項目	金額（円）	積算根拠
利用料収入等（税抜き）	利用料金収入	38,000	（過去3年平均）
	自動販売機収入	23,000	（過去3年平均）
	自動販売機電気料	23,000	@1,900円×12ヶ月=22,800円
	小計	**84,000**	①

項目	項目	金額（円）	積算根拠
年間維持管理費用（税抜き）	人件費	**0**	（体育館に含む）
	賃金※	0	
	社会保険料※	0	
	需用費	**495,000**	
	指定管理施設の電気料	384,000	@32,000円×12ヶ月=384,000円 （施設全体－自動販売機）
	自動販売機電気料	23,000	@1,900円×12ヶ月=22,800円
	上下水道料	18,000	@1,500円×12ヶ月=18,000円
	燃料費	60,000	灯油　@85.0円×620㍑= 52,700円 ガソリン@134.5円× 30㍑= 4,035円 混合　@200.0円× 20㍑= 4,000円
	修繕料	7,000	施設設備修繕料（3年平均）
	消耗品費	3,000	消火器詰替え手数料（R4、R6年度実施） @7,500×2回／5年=3,000円
	役務費	**40,000**	
	電話料	38,000	@3,200円×12ヶ月=38,400円
	手数料	2,000	自販機設置手数料　2,400円
	委託料	60,000	消防設備保守点検　10,000円 体育館ワックスがけ等　50,000円
	使用料及び借り上げ料	36,000	清掃用具（モップ等）借上げ
	小計	**631,000**	②

差引額②－①	**547,000**	③
消費税（③×１０％）	**54,700**	④
令和3年度以降の基準費用額	**601,700**	③＋④

注１：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額

（施設７）大仙市立太田新興緑地広場

項目	項目	金額（円）	積算根拠
利用料収入等（税抜き）	利用料金収入	0	（体育館に含む）
	小計	**0**	①

項目	項目	金額（円）	積算根拠
年間維持管理費用（税抜き）	人件費	**0**	（体育館に含む）
	賃金※	0	
	社会保険料※	0	
	需用費	**36,000**	
	指定管理施設の電気料	24,000	2,000円×12ヶ月＝ 24,000
	上下水道	12,000	1400×9ヶ月＝ 12,600
	修繕料	0	
	消耗品費	0	
	小計	**36,000**	②

差引額②－①	**36,000**	③
消費税（③×１０％）	**3,600**	④
令和3年度以降の基準費用額	**39,600**	③＋④

注１：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額　（施設８）大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設

項目	項目	金額（円）	積算根拠
利用料収入等（税抜き）	利用料金収入	280,000	（過去3年平均）
	自動販売機収入	36,000	（過去3年平均）
	自動販売機電気料	41,000	@3,400円×12ヶ月=40,800円
	小計	**357,000**	①

項目	項目	金額（円）	積算根拠
年間維持管理費用（税抜き）	人件費	**0**	
	賃金※	0	（体育館に含む）
	社会保険料※	0	
	需用費	**962,000**	
	指定管理施設の電気料	708,000	@59,000円×12ヶ月=708,000 （施設全体－自動販売機）
	自動販売機電気料	41,000	@3,400円×12ヶ月=40,800円
	上下水道料	33,000	@2,800円×12ヶ月=33,600円
	燃料費	140,000	灯油　　@85.0円×1,600㍑=136,000円 ガソリン@134.5円×　30㍑=　4,035円
	修繕料	40,000	施設設備修繕料（3年平均）
	消耗品費	0	（体育館に含む）
	役務費	**30,000**	
	電話料	30,000	@2,500円×12ヶ月=30,000円
	委託料	60,000	消防設備保守点検業務委託　20,000円 上水塩素濃度管理業務委託　40,000円
	使用料及び借り上げ料	21,000	清掃用具（モップ等）借上げ　21,000円
	小計	**1,073,000**	②

差引額②－①	**716,000**	③
消費税（③×１０％）	**71,600**	④
令和3年度以降の基準費用額	**787,600**	③＋④

注１：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額　　（施設９）大台スキー場（令和3年度以降）

項目	項目	金額（円）	積算根拠
利用料収入等 （税抜き）	リフト料金収入	24,848,000	H29,30年平均（H28,31年度が降雪ないため）以下同様 （利用人数見込20,300人）
	施設利用収入	89,000	ビジターハウス施設利用料（市外学校スキー授業利用等）
	レンタル収入	3,397,000	スキーレンタル収入　2,596,000円 スキーウエアレンタル収入　801,000円 （利用人数見込1,650人）
	自動販売機 収入	80,000	スキー場自販機売上　279,470円 ロッジ自販機売上　256,486円 20%×1台（ヤクルト） 10%×2台（コカコーラ） 15%×1台（伊藤園） 20%×1台（サントリー） 15%×3台（ネオス）
	自動販売機 電気料	96,000	8台
	ロッジ収入	7,219,000	食堂収入　6,370,000円 売店収入　849,000円 （利用人数見込15,450人）
	小計	**35,729,000**	①

項目	項目		金額（円）	積算根拠
年間維持 管理費用 （税抜き）	人件費		**26,099,000**	
		賃金	24,815,000	施設管理責任者（安全統括管理者）賃金統計h30運輸 （夏季は施設10 太田交流の森・レクリエーションの森も管理） @292,600×1人×12か月＝3,511,200 副責任者（索道技術管理者） @292,600×1人×5か月＝1,463,000 常勤職員＠897×8h×21日×4人×5か月＝3,013,920 【季節】ゲレンデ整備、パトロール ＠952×8h×5人×85日＝3,236,800 【季節】乗客監視、改札、駐車場 ＠897×8h×8人×85日＝4,879,680 【季節】チケット、清掃 ＠897×8h×2人×85日＝1,219,920 【季節】事務担当 ＠897×7.75h×2人×85日＝1,181,798 【季節】リフト設営及び撤去時 ＠952×8h×13人×12日×2回＝2,376,192 【季節】ロッジ賄人（食堂清掃含む） ＠836×8人×7h×21日×4か月=3,932,544
		社会保険料	1,284,000	健康保険料 責任者@18,060×12か月＝216,720 （副責任者@18,060、常勤職員４人@9,030）×5か月分＝54,180 厚生年金保険料　責任者@27,450×12か月＝329,400 （副責任者@27,450、常勤職員４人@13,725）×5か月分＝411,750 子ども拠出金　責任者@1,080×12か月＝12,960 （副責任者@1,080、常勤職員４人@540）×5か月分＝16,200 健康診断料（責任者、副責任者）　10,000×2 雇用保険料（6/1,000）148,890 労災保険料（3/1,000）　74,445

年間維持管理費用（税抜き）	需用費		**12,134,000**	
		指定管理施設の電気料	6,314,000	電気料（リフト）新電力会社試算 4,302,850
				電気料（ビジター） ２年平均 1,273,698
				電気料（街路灯） ２年平均 150,408
				電気料（ロッジ） ２年平均 683,752
				自動販売機電気料差引-96,000
		自動販売機電気料	96,000	8台 96,000
		燃料費	2,962,000	灯油（施設暖房）@85.0円×11,779ﾘｯﾄﾙ 1,001,215
				ガソリン（ｽﾉｰﾓｰﾋﾞﾙ他）@134.5円×854ﾘｯﾄﾙ 114,863
				機材用混合燃料等 2年平均 13,300
				軽油（重機燃料）@122.5円×10,270ﾘｯﾄﾙ 1,258,075
				ガス代（ロッジ） 基本料金 @1,080×12ヶ月 12,960 @409.0円×1,375㎥ 562,375
		修繕料	778,000	ｹﾞﾚﾝﾃﾞ整備車(DF350)ｼｰｽﾞﾝ前点検 300,000 〃 (DF400)ｼｰｽﾞﾝ前点検 300,000 整備修繕 (2年平均) 138,000 ロッジ備品修繕料 40,000
		印刷製本費	310,000	パンフレット、ポスター
		消耗品費	1,674,000	ｽｷｰ場分（事務用品・薬品・洗剤・竹ﾎﾟｰﾙ・ﾈｯﾄなど） 1,664,000 ロッジ分（食器、調理器具等） 10,000
	役務費		**1,290,000**	
		通信運搬費	238,000	電話(202千円) ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ(14千円) 電波利用料(7千円) 郵便料(15千円)
		広告料	300,000	宣伝広告（市役所・空港・魁・ＦＭはなび・ＡＢＳ）
		手数料	370,000	し尿処理（340千円）、振込手数料等（25千円）、定期業態腸内細菌検査料（5千円）
		保険料	382,000	軽トラ2台保険（120千円）、ローダー保険（6千円）、圧雪車2台保険（119千円）スノーモービル2台保険（128千円）食品営業賠償共済（9千円）
	委託料		1,448,000	電気保安協会(222千円) 電話保守(48千円) 浄化槽保守(79千円) 受水槽保守(168千円) 警備保障(302千円) 自動ドア保守(66千円) 消防設備保守(50千円) 索道点検(300千円) 鼠防除(44千円) 樹木処理等（49千円）産業廃棄物処理（120千円）
	使用料及び借り上げ料		409,000	USEN(37千円) 仮設トイレ(103千円) 掃除用品(84千円) NHK受信料(21千円) AED(60千円) 救急用毛布(10千円) 重機等(94千円)
	負担金		0	
	仕入高		3,358,000	賄い材料費、飲料仕入高、売店仕入高
	小計		**44,738,000**	②

差引額②－①	**9,009,000**	③
消費税（③×１０％）	**900,900**	④
令和３年度以降の基準費用額	**9,909,900**	③＋④

注１：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額　（施設１０）太田四季の村交流の森及び太田レクリエーションの森（令和３年度以降）

項目	項目	金額（円）	積算根拠
利用料収入等（税抜き）	利用料金収入		収益はスキー場に積算
	その他の収入		
	自動販売機収入		
	自動販売機電気料		
	小計	0	①

項目	項目	金額（円）	積算根拠
年間維持管理費用（税抜き）	人件費	921,000	
	賃金	913,000	繁忙期草刈人夫賃年間60日（@952×8h×2人×60日）913,920
	社会保険料	8,000	雇用保険料（6/1,000）5,478 労災保険料（3/1,000）2,739
	需用費	763,000	
	指定管理施設の電気料		※スキー場に積算
	自動販売機電気料		
	燃料費	259,000	ガソリン（軽トラ2台）@134.5円×1,254ﾘｯﾄﾙ（3年平均）＝168,663
			混合油　@200円×452ﾘｯﾄﾙ（3年平均）＝90,400
	修繕料	242,000	軽トラ車検代（2台あり。①R3,R5,R7、②R4,R6）1台分×100,000円 軽トラ12か月点検　10,000円 乗用草刈機等整備費(3年平均)132,000円
	消耗品費	262,000	作業等に係る消耗品（3年平均）
	役務費	0	
	電話料	0	※スキー場に積算
	郵便料	0	※スキー場に積算
	手数料	0	※スキー場に積算
	委託料	0	※スキー場に積算
	使用料及び借り上げ料	0	※スキー場に積算
	小計	1,684,000	②

差引額②－①	1,684,000	③
消費税（③×１０％）	168,400	④
令和３年度以降の基準費用額	1,852,400	③＋④

注１：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

太田地域スポーツ施設及び関連施設位置図

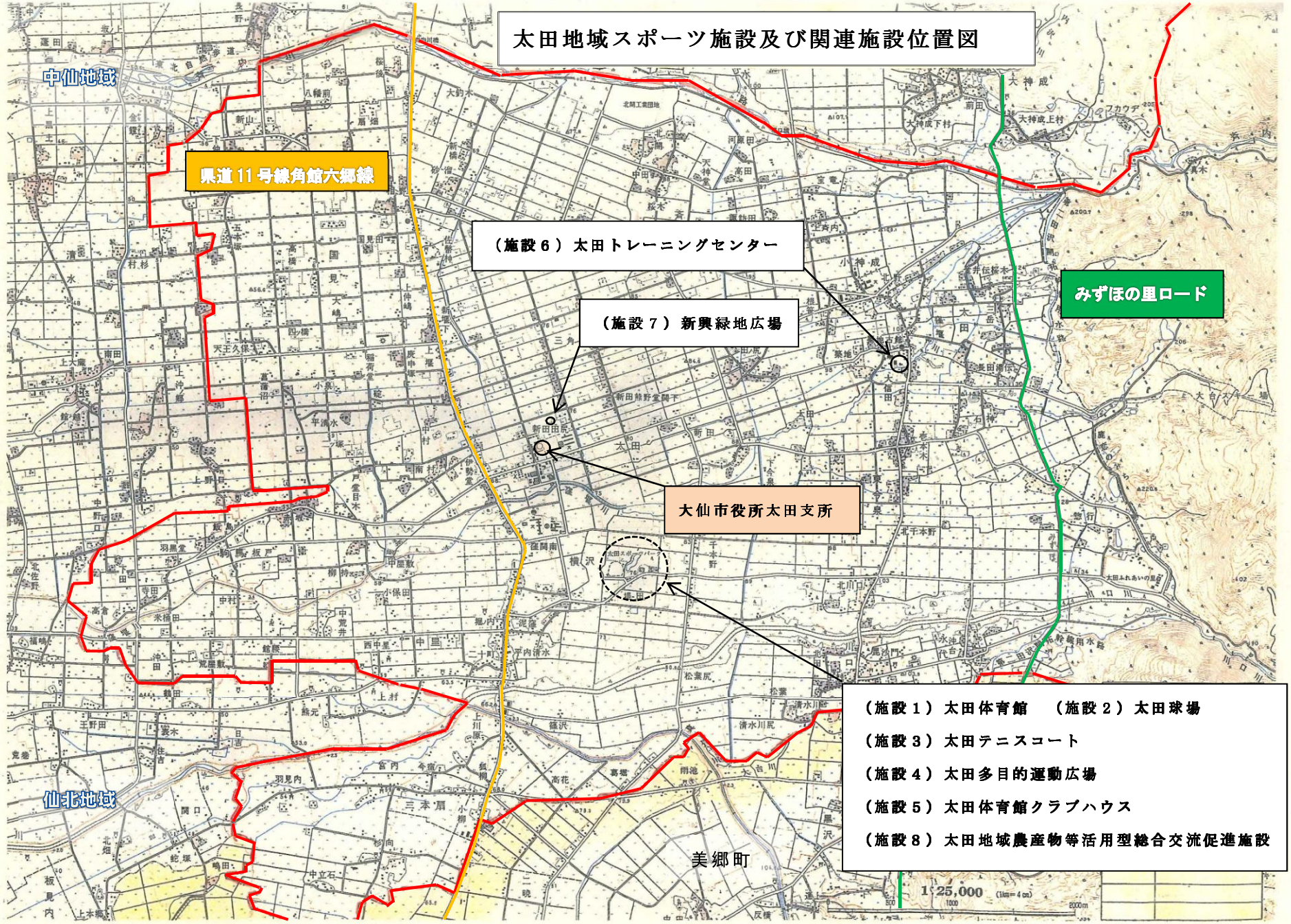

太田地域スポーツ施設及び関連施設位置詳細図

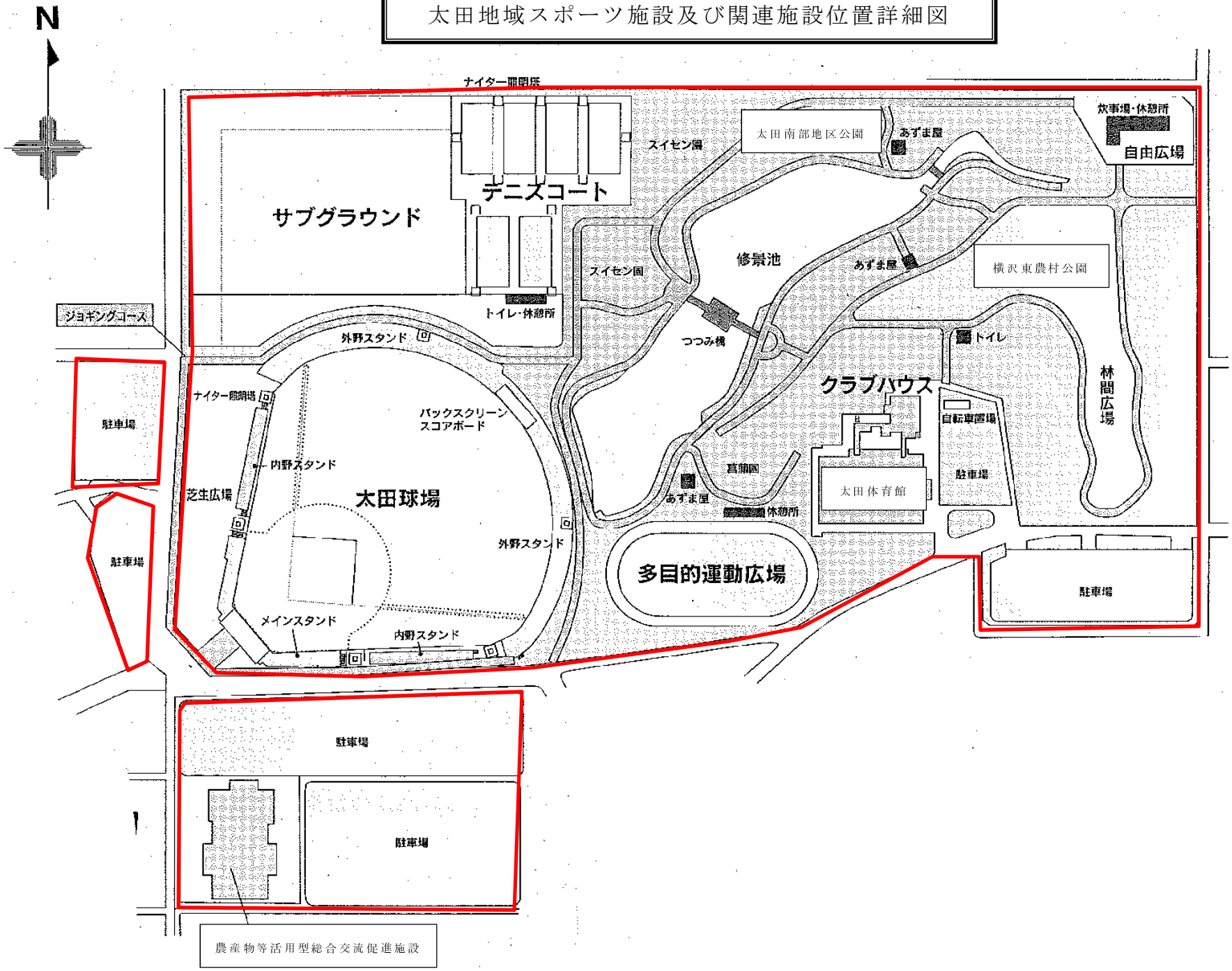

（施設６）太田トレーニングセンター詳細図

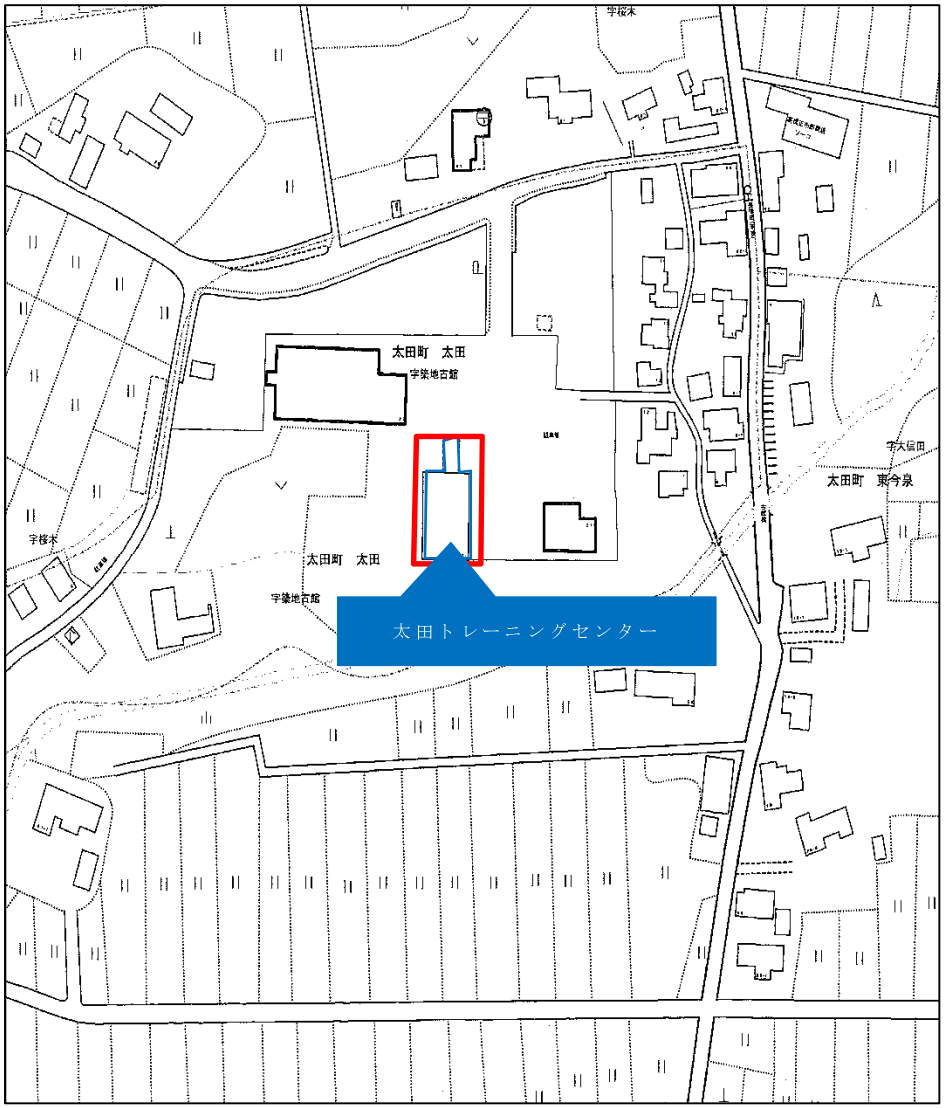

（施設７）新興緑地広場詳細図

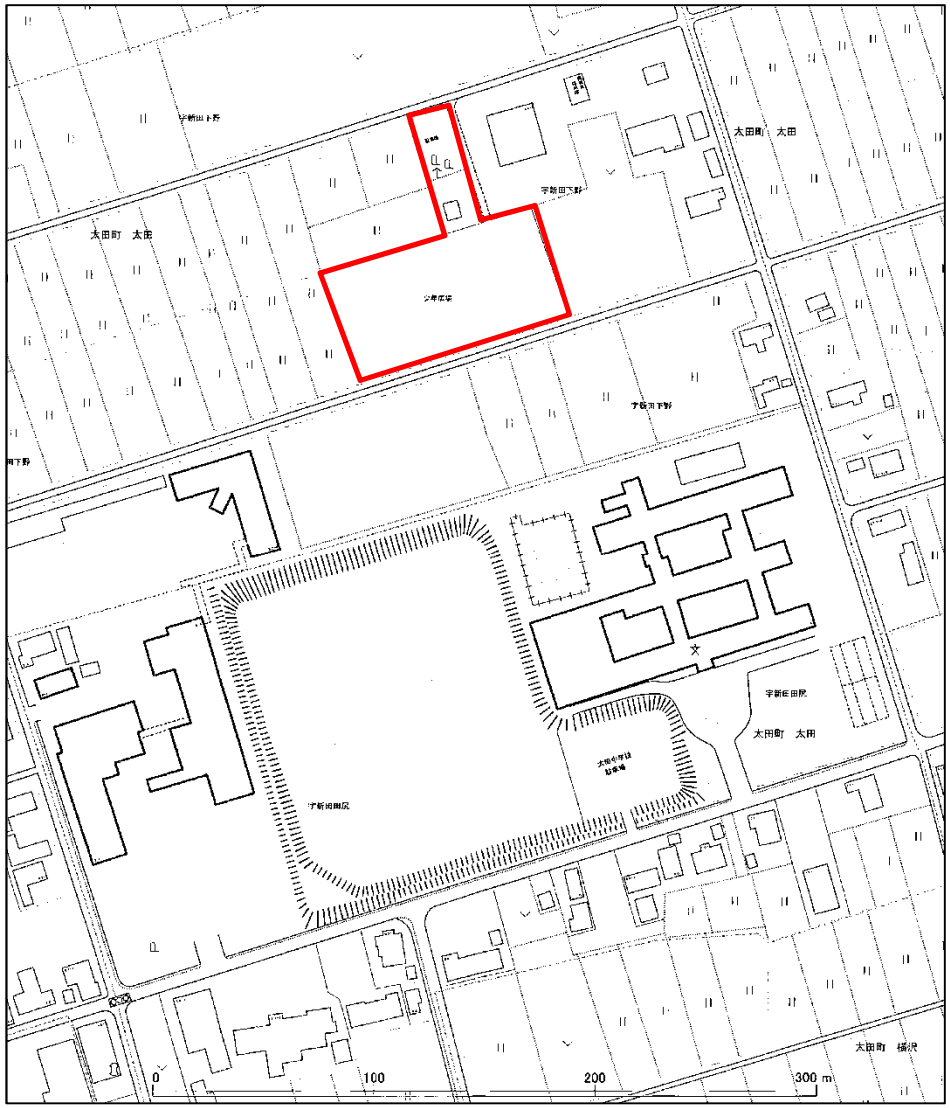

ゲレンデマップ

営業日：12月22日（土）～3月10日（日）

施設のご紹介

ビジターハウス

事務所、スキー・スノーボードスクール、パトロール、レンタル、2階有料休憩所

リフレッシュハウス

暖房完備の男女の更衣室とトイレ。雪の日や寒い日も快適にご使用いただけます。

ファミリーロッジ

2階はレストラン、1階は無料休憩場と男女トイレとなっています。2階にはワックス等のグッズも販売しています。夜はナイターを見ながらおくつろぎいただけます。

大台ナイター　七色の光が彩るナイターゲレンデ！

ナイター営業時間

12月22日（土）～2月14日（木）
営業日：毎週 金・土曜日
営業時間 17:30～21:30

2月15日（金）～3月10日（日）
営業日：毎日 営業
営業時間 17:00～21:00

※正月ナイター営業 1月2日（水）～6日（日）
※営業時間 17:30～21:30

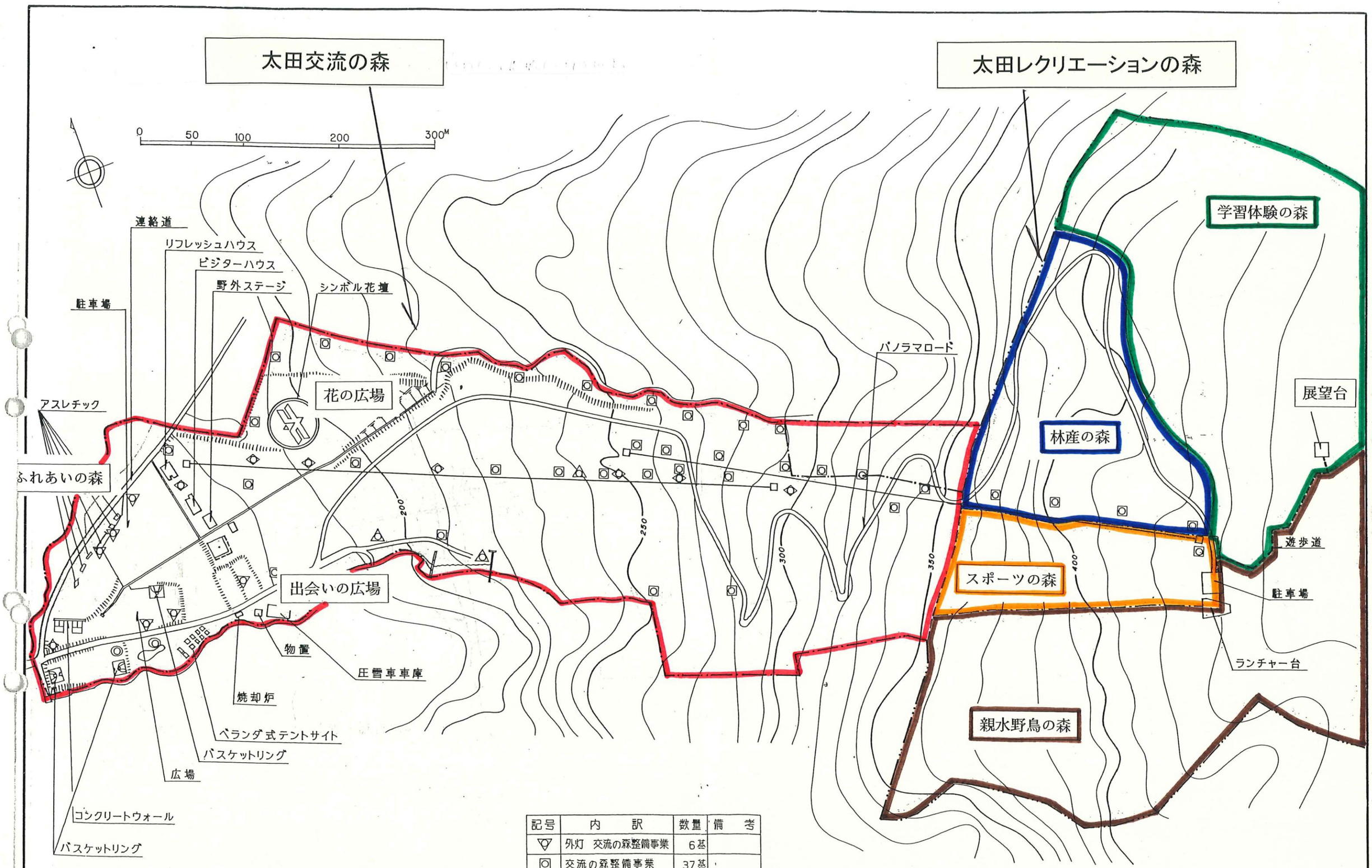

記号	内訳	数量	備考
▽	外灯 交流の森整備事業	6基	
◎	交流の森整備事業	37基	
◇	リフト搬器照明	8基	
◎	既存外路灯	2基	
△	ライオンズクラブ寄贈灯	3基	
◇	新設外灯	1基	